



4 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第三項の規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業権を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替へるものとする。

第十一條第一項中「共同漁業」を「定置漁業及び区画漁業」についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう）、共同漁業」に改め、同条第二項及び第四項中「関係地区」を「地元地区若しくは関係地区」に改める。

第十四條第二項中「及び、建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業」を「特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に、「地元地区（自然的及び社会経済的条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）」を「第一條に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）」、「当該漁業権」を「当該特定区画漁業権」に改め、「昭和二十三年法律第二百四十二号」を削り、同項第一号中「漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）」及び「（内水面における漁類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合

には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十七條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条第六項及び第九項を削り、同条第八項中「第十一條に規定する」を削り、「漁民」の下に「（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「この場合において、」の下に「第三項及び第四項中」を加え、「当該漁業」を「当該漁業を営む者」に、「三十日以上沿岸漁業」を「九十日以上沿岸漁業を営む者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第十一條第四項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合は、当該公示の日）以前一年間に当該区画漁業を内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。

一 その組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における当該漁業の免許

については当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7 第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替へるものとする。

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて左に掲げるものとする。

一 その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯

の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

9 第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

第十六條第五項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」の下に「（以下「地元漁民」という。）」を加え、同項第三号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第六項中「地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人」を「地元漁民七人以上が構成員又は社員となつて法人」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第四号中「三分の二」を「二分の一」に改め、「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第五号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「構成員」の下に「又は社員」を

加え、同項を同項第六号とし、同条第八項、第九項及び第十項を次のように改める。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のすべてに該当するもの

イ 組合員（二以上共同して申請した場合には、これらの総組合員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めてい

二 地元漁民が構成員又は社員となつて法人（漁業協同組合を除く）であつて、次のすべてに該当するもの

イ 構成員又は社員（二以上共同して申請した場合には、その総構成員又は総社員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ハ 構成員又は社員が各自一個の議決権を有すること。

ニ 構成員又は社員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めてい

三 第一号の漁業協同組合又は前号の法人が構成員又は社員となつて法人であつて、次のすべてに該当するもの  
イ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員たる第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ロ 構成員又は社員たる第一号の漁業協同組合又は前号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること。

9 前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その構成員又は社員が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 地元漁民又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

第十六条第十二項中、「第八項又は第九項を」とは「第八項」に改め、同条第十三項中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条第十五項を削る。

第十七条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業を」とは「真珠養殖業及び特定区画漁業の内容たる区画漁業」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第七項中「及び第十三項から第十五項まで」を「第十三項及び第十四項」に、「第十六条第十一項」を「同条第十一項」に、「第十三項中」を「同条第十三項中」に、「第十四項」を「同条第十四項」に改める。

第十八条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする」とは「特定区画漁業の内容たる」に改め、「第十四条第二項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「第十六条第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項」を「第十六条第六項から第十項まで及び第十二項」に、「第十六条第六項中」を「同条第六項中」に、「及び第十六条第六項、第七項」を「並びに第十六条第六項及び第七項」に改める。

第十九条第五項中「前四項を」とは「第一項から第三項まで及び前項」に、「第十六条第十一項、第十三項、第十五項及び」を「第十六条第十一項及び第十三項並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前

三項」を「前四項」に改め、同項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一條第四項の規定により公示された真珠養殖業の内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に真珠養殖業の内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業の内容とする区画漁業の免許については、第十六条第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当しない場合であっても、その構成員又は社員のうちに真珠養殖業の内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十項及び第十二項の規定を準用する。

第二十條 削除  
第二十一條 第一項を次のように改める。

漁業権の存続期間は、免許の日から起算し、真珠養殖業の内容とする区画漁業権、第六條第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業の内容とする区画漁業権（特定区画漁業権及び真珠養殖業の内容とする区画漁業権を除く。）又は共同漁業

権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。  
第二十一條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十三條第二項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「第二十四條から第二十八條まで」を「次条、第二十六條及び第二十八條」に改める。  
第二十四條第二項を次のように改める。

2 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
第二十四條第三項中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加える。

第二十五條の見出し中「区画漁業権」を「特定区画漁業権」に改め、同条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「これを」と「第二十八條第二項の通知を受けた漁業権者がこれを」に改める。

第二十六條の前の見出し中「又は禁止」を削り、同条第一項を次のように改める。

漁業権は、相続又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利

を執行する場合又は第二十八條第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十六條第二項中「又は第二項」を「第二項又は第六項」に改める。  
第二十七條を次のように改める。  
第二十七條 削除  
第二十八條第一項中「二箇月以内」の下に「その旨を」を加える。  
第三十八條第三項中「第二十條」を「第十九條」に改める。

第三章 指定漁業  
第五十二條を次のように改める。  
第五十二條 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する船舶）その他の省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があること、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

3 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

4 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5 母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船等(以下「同一の船団に属する独航船等」という。)を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船(以下「同一の船団に属する母船」という。)をそれぞれ指定して行なうものとする。

6 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

第五十四条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業(母船式漁業を除く。)」に、「受けなければならぬ」を「受けることができる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等の建造に着手する前又は母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

3 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部について母船式漁業の起業の認可が申請され、又は当該独航船等と同一の船団に属する母船について母船式漁業の起業の認可が申請されている場合には、当該母船又は独航船等について、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

4 第五十二条第五項の規定は、前二項の認可に準用する。

第五十五条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「同一であるとき」を「同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるとき」に、「第五十六条各号の一」を「次条第一項各号の一」に改める。

第五十六条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第一号中「第五十七条」を「次条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

第五十七条の見出し中「許可」の下に「又は起業の認可」を加え、同条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第三号中「船舶」の下に

「(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等)」を加える。

第五十八条を次のように改める。(公示)

第五十八条 主務大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項、第五十九条及び第五十九条の二第一項の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び採集区域別若しくは採集期間別の隻数(母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び採集区域別若しくは採集期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。ただし、前項の省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をしなくても水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 中央漁業調整審議会は、前項の公示に関し主務大臣に意見を述べることが出来る。

第五十八条の次に次の一条を加える。(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者の申請に對しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が母船式漁業に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容に適合する場合及び第五十六条第一項各号の一に該当しない場合であつても、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等についての申請の全部又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船についての申請が前条第一項の規定により公示した場合及び第五十六条第一項各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図ること。

二 水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該指定漁業への転換を図ること。

三 当該指定漁業の従事者が当該指定漁業の漁業者としてその自立を図ること。

3 主務大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合において、その申請のうち現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可

に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、主務大臣は、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。



(相続又は合併)

第六十二条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(許可等の失効)

第六十二条の二 左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失ふ。

一 指定漁業の許可を受けた船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船舶等。次号及び第三号において同じ)を当該指定漁業に使用することを廃止したとき。

二 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

2 左の各号の一に該当する場合は、当該母船と同一の船団に属する独航船舶等の全部又は当該独航船舶

等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失ふ。

一 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船舶等の全部を当該母船式漁業に使用することを廃止したとき。

二 母船式漁業の許可又は起業の認可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船舶等の全部が滅失し又は沈没したとき。

三 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船舶等の全部を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その母船又は独航船舶等の全部を使用する権利を失つたとき。

四 母船又は同一の船団に属する独航船舶等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が第六十三条において準用する第三十八条第一項又は第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

(許可証の書換え交付等)

第六十二条の三 許可証の書換え交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十三条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第三十四条第一項、第四項」を「第三十四条第一項及び第四項」に、「第三十七条第一項、第二項、第四項」を「第三十七條第一項、第二項及び第四項」に、「第三十八條第一項、第五項」を「第三十八條第一項及び第五項」に、「第三十九條第一項、第二項、第四項から第十四項まで(漁業権の取消)」を「第三十九條第一項、第二項、第四項から第九項

まで及び第十二項から第十四項まで(漁業権の取消)」並びに水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十二条(漁業従事者に対する措置)に、「同条第四項(第三十七條第四項、第三十八條第五項及び第三十九條第四項、第十三項において準用する場合を含む)」を「同条第四項中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、許可又は起業の認可後において第一項の処分をしよ」とするときは」と、第三十七條第四項、第三十八條第五項並びに第三十九條第四項及び第十三項において準用する第三十四條第四項に、「第十四條」を「第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」に、「第五十七條」を「第五十六條第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」に、「第三十九條第七項中」を「第三十九條第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第七項中」に、「第三十四條第二項、第四項」を「第三十四條第二項及び第四項」に改め、「第三十四條第四項」に改め、「第三十四條第四項」との下に、「水産資源保護法第十二條中「第十條第五項」とあるのは「漁業法第六十三條において準用する同法第三十九條第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消の日」とを加へる。

第六十四条を次のように改める。  
(中央漁業調整審議会に対する報告)  
第六十四条 主務大臣は、毎年少なくとも一回、中央漁業調整審議会

に対し、指定漁業の許可及び起業の認可の状況を報告するものとする。

第六十五条第一項第一号中「採捕」の下に「又は処理」を加へ、同条第七項中「当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会(当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては当該海区の海区漁業調整委員会)」を「関係海区漁業調整委員会」に改め、「第六十七條に規定する」を削る。

第六十六条を削り、第六十六条の二第一項中「又は瀬戸内海機船船びき網漁業」を、「瀬戸内海機船船びき網漁業又は小型さけ、ます流し網漁業を営もうとする者」に、「営んで」を削る。

同条第二項中「六十トン」を「四十トン」に、「第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業」を「指定漁業」に、「スクリーンを備える船舶」を「動力漁船」に、「漁業をい」を「漁業をい、小型さけ、ます流し網漁業」とは、総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業(母船式漁業を除く)をい、に改め、同条第四項中「及び中央漁業調整審議会」を削り、同条を第六十六条とする。

第六十七条の見出し中「海区漁業調整委員会」を「漁業調整委員会」に改め、同条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「女海連合海区漁業調整委員会」を加へる。

第八十二条第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「女海連合海区漁業調整委員会」を加へる。

第八十五条第三項第一号中「第八十六条」を「次条」に、「七人(北海道の海区漁業調整委員会にあつては十一人)」を「九人(主務大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人)」に改め、同項第二号中「二人」を「四人(前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人)」に、「一人」を「二人(前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人)」に改める。

第八十八条中(北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同条に規定する市町村の選挙管理委員会)を削る。

第九十二条第二項中(北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下同じ)を削り、「第九十三條第二項」を「次条第二項」に改める。

第九十八條第一項中「二年」を「四年」に改める。

第一百零六條第四項中「半数」を「三分の二」に改める。

第一百零九條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「女海に女海連合海区漁業調整委員会」を加へ、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「二年」を「四年」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第二号中「二人」を「三人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を次のように改める。



2 前項の規定により新法第五十二  
条第一項の規定によりしたものと  
みなされる許可の有効期間は、新  
法第六十条の規定にかかわらず、  
切替指定漁業ごとに、この法律の  
施行の日から五年をこえない範囲  
内において、かつ、その残存期間  
の最も長い許可の有効期間の満了  
日以後において政令で定める日に  
満了するものとする。

3 旧法第六十五条第一項の規定に  
基づく都道府県規則により都道府  
県知事がした小型さけ・ます流し  
網漁業の許可であつてこの法律の  
施行の際現に効力を有するもの  
は、その有効期間の満了日まで  
は、新法第六十六条第一項の規定  
によりしたものとみなす。

第五条 新法第五十八条第一項の規  
定による公示に關する手続は、こ  
の法律の施行の日よりも前に行な  
うことができる。

第六条 附則第四条に規定するもの  
のほか、旧法又はこれに基づく省  
令の規定により主務大臣又は都道  
府県知事のした処分が新法又はこ  
れに基づく省令に相当する規定が  
あるものは、それぞれその相当する  
規定によつてしたものとみなす。

第七条 漁業調整委員会及び中央漁  
業調整審議会の委員であつて、昭  
和三十七年八月十四日に現に在任  
するものの任期は、その任期の定  
めにかかわらず、その日に満了す  
る。

2 昭和三十七年八月十五日以後最  
初に海区漁業調整委員会の選挙に  
よる委員となる者の選挙について  
は、その日前であつても、新法第

八十五条、第八十八条及び第九十  
二条第二項の規定を適用する。

第八条 この法律の施行の際現に第  
五種共同漁業の免許を受けている  
者であつてその組合員以外の者の  
する水産動植物の採捕について制  
限をしているものは、この法律の  
施行の日から三月以内に新法第百  
二十九条第一項の遊漁規則を定め、  
都道府県知事の認可を申請し  
なければならぬ。

2 前項の期間内に同項の認可を申  
請した者については、その認可を  
する旨又はしない旨の処分がある  
までの間は、新法第百二十九条の  
規定は、適用しない。

第九条 この法律の施行前にした行  
為に対する罰則の適用について  
は、なお従前の例による。

第十条 漁業財団抵当法(大正十四  
年法律第九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第一条中「ヒビ建養殖業、カキ  
養殖業、漁業法(昭和二十四年法  
律第二百六十七号)第六条第五項  
第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指  
定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚  
類養殖業又ハ第三種区画漁業タル  
貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業  
権」を「漁業法(昭和二十四年法律  
第二百六十七号)第七条ニ規定ス  
ル特定区画漁業権」に改める。  
第二条第二項中「権利」の下に  
「(定置漁業権及区画漁業権ヲ除  
ク)を加え、同条に次の二項を加  
える。  
定置漁業権及区画漁業権ハ都道  
府県知事ノ認可ヲ得ルニ非ザレ

バ之ヲ漁業財団ニ属セシムルコ  
トヲ得ズ

都道府県知事ハ当該漁業ノ経営  
ニ必要ナル資金ノ融通ノ為ニム  
ヲ得ザル場合ニ非ザレバ前項ノ  
認可ヲ為スコトヲ得ズ

第三条の次に次の一条を加え  
る。

第三条ノ二 定置漁業権又ハ区画  
漁業権ニ付設定シタル漁業財団  
ヲ目的トスル抵当権ノ設定ハ都  
道府県知事ノ認可ヲ受クルニ非  
ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ  
前条第四項ノ規定ハ前項ノ認可  
ニ之ヲ準用ス

第五条中「ヒビ建養殖業、カキ  
養殖業、漁業法第六條第五項第五  
号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定ス  
ル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養  
殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類  
養殖業ヲ内容トスル区画漁業権」  
を「漁業法第七條ニ規定スル特定  
区画漁業権」に改める。

第十一条 水産業協同組合法(昭和  
(水産業協同組合法の一部改正)

第八十八条第一項の表中「瀬戸内  
海における漁業調整を行なうこと。  
」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委  
員会」に改め、同条第二項  
「中」瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「  
員会」を加える。

二十三年法律第二百四十二号)の  
一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百二十七  
条」を「第八条第三項」に改める。  
第四十二条第一項中「議事録」の  
下に「並びに漁業法第八條第一項  
の漁業権行使規則若しくは入漁権  
行使規則(以下単に「漁業権行使規  
則」又は「入漁権行使規則」とい  
う。又は同法第百二十九条第一項  
の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」  
という。))を定めたときはこれらの  
規則」を加える。

第四十八条第一項に次の一号を  
加える。

十 漁業権行使規則若しくは入  
漁権行使規則又は遊漁規則の  
制定、変更及び廃止

第五十条に次の一号を加える。  
五 漁業権行使規則又は入漁権  
行使規則の制定、変更及び廃  
止

(農林省設置法の一部改正)  
第十二条 農林省設置法(昭和二十  
四年法律第百五十三号)の一部を  
次のように改正する。

第八十八条第一項の表中「瀬戸内  
海における漁業調整を行なうこと。  
」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委  
員会」に改め、同条第二項  
「中」瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「  
員会」を加える。

(水路業務法の一部改正)  
第十三条 水路業務法(昭和二十五  
年法律第百二号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第十九条第二項中「同法第六十  
六条第一項本文の規定に基き」を  
「同法第六十五條第一項の規定に  
基づく都道府県規則により」に改  
める。

(水産資源保護法の一部改正)  
第十四条 水産資源保護法(昭和二  
十六年法律第三百十三号)の一部  
を次のように改正する。

第四条第七項中「当該都道府県  
の区域に沿う海面につき定められ  
たすべての海区の区域を合した海  
区に設置した連合海区漁業調整委  
員会(当該都道府県の区域に沿う  
海面につき定められた海区の数が  
一である場合にあつては、当該海  
区漁業調整委員会)」を「関係海区  
漁業調整委員会」に、「同法第百二  
十七條(内水面における第五種共  
同漁業の免許)」を「同法第八條第  
三項(内水面の定義)」に改める。

第九条第一項中「漁業法第五十  
二條(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁  
業又は同法」を「漁業法」に改める。  
第十三条第一項中「漁業法第五  
十二條の指定遠洋漁業又は同法」  
を「漁業法」に改める。

第十五条第三項中「同法第百二  
十七條を、同法第八條第三項」に  
改める。

第二十五条中「漁業法第百二十  
七條」を「漁業法第八條第三項」に  
改める。  
(漁業協同組合法整備促進法の一部  
改正)

第十五条 漁業協同組合整備促進法

(昭和三十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。  
(合併の場合の漁業権行使規則の特例)

第十五条 前条第一項の勧告により第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を共有している漁業協同組合が相互に又はその他の漁業協同組合と合併した場合において、合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則を変更し又は廃止しようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八條第五項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該共同漁業権を共有していた漁業協同組合の当該合併の際における組合員であつた者がそれぞれ当該漁業協同組合ごとに三分の二以上なければならぬ。

理由

最近における漁業の実態変化に即応して漁場利用の合理化を図り、漁業生産力の向上に資するため、漁業権につきその分類を整理し、行使関係を適正にし、免許の優先順位を整備し、及び抵当権の設定等を合理的範囲において認めることとし、大臣許可漁業につき指定漁業の制度を設け、適切な漁業調整を確保しつつ許可事務の適正円滑な処理を図りうるように許可方式を整備するとともに、漁業調整機構を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及び同條第二項を削る。

第十一條第一項第十号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第十七條第一項中「三分の二」を「二分の二」に改め、同條第二項中「漁業協同組合」を「組合」に改める。

第十八條を次のように改める。  
(組合員たる資格)

第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が三百トン以下であるもの

2 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十七条に規定

する内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合(以下「内水面組合」という)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる個人は、組合の組合員たる資格を有する。

3 組合(河川において水産動物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ。)は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であつてその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで(内水面組合にあつては、三十日から九十日まで)の間で定款で定める日数をこえるものに限定することができる。

4 組合の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限定することができる。

5 組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

一 前四項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動物の採捕若しくは養殖をする者

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン(前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限定する組合(以下「業種別組合」という)にあつては、二千トン)以下であるもの

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業者の数が四十人以下である水産加工業者を営む法人

四 組合の地区の全部又は一部を地区とする組合

第二十一條第一項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同條第二項中「第四十一條第三項」の下に「(第四十四條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同條第四項本文中「二人」を「三人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員(准組合員を除く。)の総数が千人をこえる組合にあつては、三人までの組合員を代理することができる。

第二十八條の次に次の一条を加える。  
(脱退者の払込義務)

第二十八條の二 事業年度の終りにあたり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その出資組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

第二十九條に見出しとして「(持分払戻しの停止)」を附する。

第三十一條第二項中「第二十八條及び第二十九條」を「第二十八條から第二十九條まで」に改める。

第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」を「准組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)に改め、同條第八項を削る。

第三十五條の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十三條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十一條第三項中「十日前」を「二週間前」に改める。

第四十四條第四項中「これを総会の議に」を「その請求があつた日から二十日以内に総会を招集し、その議に」に改め、同條に次の一項を加える。

第二十九條に見出しとして「(持分払戻しの停止)」を附する。

第三十一條第二項中「第二十八條及び第二十九條」を「第二十八條から第二十九條まで」に改める。

第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」を「准組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)に改め、同條第八項を削る。

第三十五條の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十三條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十一條第三項中「十日前」を「二週間前」に改める。

第四十四條第四項中「これを総会の議に」を「その請求があつた日から二十日以内に総会を招集し、その議に」に改め、同條に次の一項を加える。

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十八号 昭和三十七年四月二十七日

6 第四十条の規定は、第四項の場合について準用する。  
第四十四条の次に次の一条を加える。  
(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第四十四条の二 役員は、職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 第四十一条の規定は、前項の総会の招集について準用する。  
第四十五条を次のように改める。  
(役員に関する民法及び商法の準用)

第四十五条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八條第一項の規定は、理事及び監事に、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三條から第五十五条まで及び第六十一条第一項の規定は、理事に、第三十五條の二、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は、監事に準用する。

第四十八條又第一項第八号中「訴訟」を「漁業権又は入漁権に関する訴訟」に改め、同項第九号中「若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十トン以上の船舶を含む)に関する物権」を「又はこれに関する物権」に改める。  
第五十一条を次のように改める。

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、総会に準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二條」とあり、又は商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第三項」と読み替へるものとする。

2 総代は、定数の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)のうちからこれを選挙する。  
第五十二条第四項中「第三十四條第三項から第六項まで」を「第三十四條第四項及び第五項」に改め、同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条第四項中「三人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。  
第五十二条第七項中「組合の下に」(内水面組合を除く。)を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員若しくは総代を選挙し、第七十条第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十条各号に掲げる事項について議決することができる。  
第五十六條第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改める。  
第五十九條中「二十人以上の漁民」

を「組合員(准組合員を除く。)とならうとする者二十人以上(業種別組合にあつては、十五人以上)に改める。  
第六十一条第一項中「漁民」を「組合員(准組合員を除く。)とならうとする者」に改め、同条第二項中「二十人」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)を加え、同条第三項中「漁民」を「組合員(准組合員を除く。)とならうとする者」に改める。  
第六十二条第六項を次のように改める。  
第二十一条第一項、第四十九條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「水産業協同組合法第六十二条第一項」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。  
第六十四條を次のように改める。  
第六十四條 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならぬ。

(設立の認可の取消し)

第六十六條の二 組合が第六十三條第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。  
第六十八條第一項第五号中「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條第二項」に改め、同条第三項中「第六十四條」を「第六十四條第一号」に改め、同条第四項中「二十人以上」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)を加える。  
第七十条第二項中「及び第八項」を削る。  
第七十七條中「第三百三十六條第一項」を「第三百三十六條」に改める。  
第八十一条中「三分の二」を「二分の一」に改める。  
第八十二条第二項を削り、第三項を第二項とする。  
第八十六條第二項中「、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條」を削り、同条第三項中「二十人以上」に改め、同条第四項中「二十人」を「二十人以上(業種別組合にあつては、十五人)」に改め、同条第七十條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」とを削り、「同項」を「第七十條第二項」に改める。  
第八十七條第一項第一号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「又は」を「若しくは」に、「取り立てることができる。」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の

業務の代理をすることができ。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 前項の連合会は、連合会を間接に構成する者であつて定款で定めるものにつき、事業若しくは生活に必要な資金の貸付け又は貯金若しくは定期積金の受入れをすることができ。  
第八十八條に次の一号を加える。  
四 第一号の組合又は連合会が主たる出資者又は構成員となつてける法人(第一号及び前号に掲げる者を除く。)

第九十二条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、第八十八條第三号の下に「及び第四号」を加え、「及び同条」を削り、同条第三項後段を次のように改める。  
この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、第三十六條の二中「(当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行ふ事業を除く。)」とあるのは「(当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の

業務の代理をすることができ。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 前項の連合会は、連合会を間接に構成する者であつて定款で定めるものにつき、事業若しくは生活に必要な資金の貸付け又は貯金若しくは定期積金の受入れをすることができ。  
第八十八條に次の一号を加える。  
四 第一号の組合又は連合会が主たる出資者又は構成員となつてける法人(第一号及び前号に掲げる者を除く。)

行なり事業を除く。」と、第五十二  
条第八項中「組合(内水面組合  
を除く。）」とあるのは「連合会」と  
読み替えるものとする。

第九十二條第四項中「第六十一條  
第一項及び第三項中「漁民」とあるの  
は「組合、漁業生産組合又は連合会  
の理事」と、を削り、「同条第二項  
中「二十人」を「第六十一條第二項中  
「二十人(業種別組合にあつては、十  
五人)」に、「第十八條第三項を「第  
十八條第五項」に改め、同条第五項  
後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條  
第四項中「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)未満」とあるのは  
「一人」と、第七十條第二項におい  
て準用する第三十四條第七項本文  
中「准組合員以外の組合員」とある  
のは「所屬員(准会員、准組合員及  
びこれらを構成する者を除く。）」  
と読み替えるものとする。

第九十三條第一項中第九号を第十  
号とし、第八号の次に次の一号を加  
える。

九 組合員の経済的地位の改善の  
ためにする団体協約の締結  
第九十四條を次のように改め  
る。

(組合員たる資格)

第九十四條 組合の組合員たる資格  
を有する者は、左に掲げる者であ  
つて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所又は事業  
場を有する水産加工業者

二 組合の地区内に住所又は事業  
場を有する水産加工業を営む法  
人であつて、その常時使用する  
従業者の数が四十人以下である  
もの

第九十六條第一項中「第十五條」を  
「第十六條」に改め、「第九十三條」  
と「の」に、「第十六條第一項中「第十  
一號第一項第十一號」とあるのは「第  
九十三條第一項第九號」とを加え、  
同条第二項中「及び第二十條」を、第  
二十條、第二十一條第一項本文及  
び第二項から第五項まで並びに第二  
十二條」に改め、同項後段を削り、  
同条第三項中「第三十三條、第三  
十四條第一項から第七項まで及び第  
三十五條」を削り、同条第四項中「二  
十人」を「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)」に改め、同条第五項  
後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條  
第四項中「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)」とあるのは、「十  
五人」と読み替えるものとする。  
第九十七條第一項中第十号を第十  
一號とし、第九号の次に次の一号を  
加える。

十 所屬員の経済的地位の改善の  
ためにする団体協約の締結  
第九十八條第一項中「第十五條」を「第  
十六條」に改め、「第九十七條」と  
の下の「第十六條第一項中「第十一  
號第一項第十一號」とあるのは「第  
九十七條第一項第十號」とを加え、同  
条第二項中「第十八條第三項」を「第  
十八條第五項」に改め、同条第三項  
中「第三十三條、第三十四條第一  
項から第七項まで及び第三十五條」  
を削り、同項後段を次のように改め  
る。

この場合において、第三十四條  
第七項中「准組合員以外の組合員」  
とあるのは「所屬員(准会員及びこ  
れを構成する者を除く。）」と、「組  
合員(准組合員を除く。）」たる資格  
を有する者であつて設立の同意を  
申し出たもの」とあるのは「会員  
(准会員を除く。）」たる資格を有す  
る者であつて設立の同意を申し出  
たもの又はこれを直接若しくは間  
接に構成する者(准会員及びこれ  
を構成する者を除く。）」と、第三  
十六條の二中「当該組合の組合員  
の営み又は従事する漁業及び当該  
組合の所屬する漁業協同組合連合  
会の行い事業を除く。）」とあるの  
は「当該連合会の所屬員の営む水  
産加工業並びに当該連合会及び当該  
連合会の所屬する連合会並びに当該  
事業を除く。）」と読み替えるもの  
とする。

第九十九條第四項中「第六十一條第一  
項及び第三項中「漁民」とあるのは  
「組合又は連合会の理事」と、を削  
り、「同条第二項中「二十人」を「第  
六十一條第二項中「二十人(業種別組  
合にあつては、十五人)」に、「第十  
八條第三項」を「第十八條第五項」に  
改め、同条第五項後段を次のように  
改める。

この場合において、第六十八條  
第四項中「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)未満」とあるのは  
「一人」と、第七十條第二項におい  
て準用する第三十四條第七項本文  
中「准組合員以外の組合員」とある  
のは「所屬員(准会員及びこれを構  
成する者を除く。）」と読み替える  
ものとする。

この場合において、第三十四條  
第七項中「准組合員以外の組合員」  
とあるのは「会員たる水産業協同  
組合又はこれを直接若しくは間接  
に構成する者(第十八條第五項の  
規定による組合員及びこれを構成  
する者並びに第八十八條第三号若  
しくは第四号又は第九十八條第二  
号の規定による会員及びこれを構  
成する者を除く。）」と、「組合員  
(准組合員を除く。）」たる資格を有  
する者であつて設立の同意を申し  
出たもの」とあるのは「設立の同意  
を申し出た水産業協同組合又はこ  
れを直接若しくは間接に構成する  
者(第十八條第五項の規定による組  
合員及びこれを構成する者並びに  
第八十八條第三号若しくは第四号  
又は第九十八條第二号の規定によ  
る会員及びこれを構成する者を除  
く。）」と、第三十五條の二第一項  
及び第四十二條第一項中「規約及  
び」とあるのは「規約、共済規程及  
び」とあるのは「規約、規約若し  
くは規約」とあるのは、「規約若し  
くは規約」と、第四十八條第一  
項第二号中「規約」とあるのは  
「規約及び共済規程」と、同条第三  
項中「第六十三條第二項、第六十  
四條及び第六十五條」とあるのは  
「第六十三條第二項及び第六十條  
の十二」と、第五十二條第六項中「役

員若しくは総代」とあるのは「総  
代」と読み替えるものとする。  
第一百條の十四第四項後段を次のよ  
うに改める。

この場合において、第六十二條  
第六項において準用する第二十一  
條第一項ただし書中「第十八條第  
五項の規定による組合員(以下本  
章及び第四章において「准組合員」  
という。）」とあるのは、「准会員」  
と読み替えるものとする。

この場合において、第六十九條  
第三項中「第六十三條第二項、第  
六十四條及び第六十五條」とある  
のは「第六十三條第二項及び第六  
十條の十二」と、第七十條第二項  
において準用する第三十四條第七項  
本文中「准組合員以外の組合員」と  
あるのは「会員たる水産業協同組  
合又はこれを直接若しくは間接に  
構成する者(第十八條第五項の規  
定による組合員及びこれを構成す  
る者並びに第八十八條第三号若し  
くは第四号又は第九十八條第二号  
の規定による会員及びこれを構成  
する者を除く。）」と読み替えるも  
のとする。

この場合において、第三十四條  
第七項中「准組合員以外の組合員」  
とあるのは「所屬員(准会員及びこ  
れを構成する者を除く。）」と、「組  
合員(准組合員を除く。）」たる資格  
を有する者であつて設立の同意を  
申し出たもの」とあるのは「会員  
(准会員を除く。）」たる資格を有す  
る者であつて設立の同意を申し出  
たもの又はこれを直接若しくは間  
接に構成する者(准会員及びこれ  
を構成する者を除く。）」と、第三  
十六條の二中「当該組合の組合員  
の営み又は従事する漁業及び当該  
組合の所屬する漁業協同組合連合  
会の行い事業を除く。）」とあるの  
は「当該連合会の所屬員の営む水  
産加工業並びに当該連合会及び当該  
連合会の所屬する連合会並びに当該  
事業を除く。）」と読み替えるもの  
とする。

この場合において、第六十八條  
第四項中「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)未満」とあるのは  
「一人」と、第七十條第二項におい  
て準用する第三十四條第七項本文  
中「准組合員以外の組合員」とある  
のは「所屬員(准会員及びこれを構  
成する者を除く。）」と読み替える  
ものとする。

この場合において、第六十八條  
第四項中「二十人(業種別組合にあ  
つては、十五人)未満」とあるのは  
「一人」と、第七十條第二項におい  
て準用する第三十四條第七項本文  
中「准組合員以外の組合員」とある  
のは「所屬員(准会員及びこれを構  
成する者を除く。）」と読み替える  
ものとする。

この場合において、第六十九條  
第三項中「第六十三條第二項、第  
六十四條及び第六十五條」とある  
のは「第六十三條第二項及び第六  
十條の十二」と、第七十條第二項  
において準用する第三十四條第七項  
本文中「准組合員以外の組合員」と  
あるのは「会員たる水産業協同組  
合又はこれを直接若しくは間接に  
構成する者(第十八條第五項の規  
定による組合員及びこれを構成す  
る者並びに第八十八條第三号若し  
くは第四号又は第九十八條第二号  
の規定による会員及びこれを構成  
する者を除く。）」と読み替えるも  
のとする。

(報告の徴収)

第二百二十二条 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約若しくは共済規程を守つていのかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分属その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができ。

第二百二十三条第三項中「(漁業生産組合を除く。)」の下に「又は共済会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該組合又は共済会の業務又は会計の状況を検査することができる。第二百二十三条の次に次の一項を加える。

(行政庁の監督上の命令)  
第二百二十三条の二 行政庁は、第十条第一項第二号、第八十七条第一項第二号若しくは第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合若しくは共済会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認め

るときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができ。

第二百二十四条第一項中「前条」を「第二百二十三条」に改め、「当該組合に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができ。

第二百二十四条の次に次の一項を加える。  
(行政庁による解散命令)  
第二百二十四条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができ。

- 一 組合が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。
- 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- 三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
- 四 漁業生産組合が第八十条、第八十一条又は第八十二条第二項の規定に違反するとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

第二百二十五条第一項中「第十八条第三項又は第九十四条第二項」を「第十八条第五項」に改め、「第八十八条第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第二百二十六条中「第九十三条第二項」を「第九十二条第二項」に改める。  
第二百三十七条中「又は第四十条」を「第四十条又は第四十四条第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに第四十条の規定を第四十二条第六項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第三項及び第九十八条第三項)において準用する場合を含む。」において準用する場合」を加え、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 第二百二十三条の二の規定による命令に従わなかつたとき。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合又は水産加工業協同組合でその組合員たる資格に関する定款の規定が改正後の水産業協同組合法第十八条又は第九十四条の規定に適合しないこととなつたもの(以下「旧資格組合」といふ。)

の組合員たる資格については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(その日までに次項の申請に対し認可の通知を受けた旧資格組合にあつてはその通知を受けた日、その日までに当該申請に対し認可又は不認可の通知を受けなかつた旧資格組合にあつてはその通知を受ける日)又はその認可があつたとき(以下「認可日」といふ。)

3 旧資格組合は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに、必要な定款の変更につき水産業協同組合法第四十八条第二項又は第九十六条第三項において準用する第四十八条第二項の認可の申請をしなければならない。

4 旧資格組合である漁業協同組合は、前項の規定によりその定款を変更する場合には、この法律の施行の際現に議決権及び役員を選挙権を有する組合員(以下「正組合員」といふ。)のうちその定款の変更により正組合員たる資格を失ふこととなる者については、これを改正後の水産業協同組合法第十八条第五項第一号に規定する組合員たる資格を有する者とする旨をその定款に規定しなければならぬ。

5 行政庁(水産業協同組合法第二百二十七条第一項に規定する行政庁をいう)は、旧資格組合が附則第三項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申請に對し同項の日を経過した後において不認可の処分をしたときは、そ

の旧資格組合に対し、解散を命じなければならない。  
6 旧資格組合は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。この場合には、水産業協同組合法第二百十五条第三項の規定を準用する。  
7 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第二項ただし書中「第十八条第二項の規定により組合員の資格を限るを」を「第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る」に改める。  
8 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「法第十八条第三項(准組合員の資格)に規定する者」を「法第十八条(組合員の資格)の規定により組合の組合員たる資格を有する者」に、「同項」を「同条第五項(准組合員の資格)」に改める。  
8 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

9 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に、「漁民」を「者」に改め、「又はこれに従事する者」を削り、同条第二項を削る。

10 改正前の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定により組合員たる資格を制限している漁業協同組合についての改正後の町村合併促進法第十九条（新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十八条第四項（第二十九号）第七項（同条第八項）において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項又は第二十九条の二第二項において準用され又は適用される場合を含む。）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第 号）第三条第一項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定の適用については、水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）附則第二項に規定する期間内は、同条中「特定の種類の漁業を営む者」とあるのは、「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」とする。

11 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。  
第十条を次のように改める。  
第十条 削除

理由

最近における漁業事情の推移に即応して水産業協同組合の健全な発達を図るため、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の組合員又は会員の資格を適正にし、漁業生産組合の営む事業に対する組合員の従事要件を緩和し、水産業協同組合の役員を明確にする等その組織及び運営を合理化するとともに、監督に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野原委員長 提案理由の説明を聴取いたします。中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、総じて申し上げますと、戦後漁場の拡大と技術の進歩によりまして目ざましい発展を遂げておりますが、漁業経営体の大部分を占めます沿岸漁業は、一部の養殖業を除き不振であり、また、沖合い、遠洋漁業は、漁業種類により、経営規模によりまして生産性の格差が著しく、その経営は必ずしも健全とはいえない状況であります。これに加えて近年遠洋漁場における国際的制約も年々きびしく増してきており、また、近時漁船の性能向上による稼働範囲の拡大等に伴い、沿岸沖合い漁場における漁業調整も次第に困難の度を加えて参つておる実情であります。

このような事態のもとにおきまして、今後のわが国漁業の健全な発展をはかつて参りますためには、沿岸漁業の中の発展的漁業のより一そらの伸長

を期し、不振漁業の漁業転換を促進する等弱小経営の体質の改善をはかるとともに、沿岸沖合い漁場における漁業調整の広域化と合理化を推し進める等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府はかねて水産庁に漁業制度調査会を設けし、漁業制度の改善に関する調査審議をお願いして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、今回この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味して、この法律案を取りまとめ、今国会に提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制度後における漁業事情の推移に応じ、特定区域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしまして、いわゆる組合管理漁業権につきましては、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前の実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定した資格を有する者に限ることができるとを明確にいたしました。

第三点といたしまして、漁業免許の優先順位に関する規定を改正し、定置漁業につきましては資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のはか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるノリ・カキ養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先された真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案にゆだねることといたしました。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権については、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要ない資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴って、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に関する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が必ずしも統一しなかつたのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき、今後の漁業の健全な発展に資するような形においてその許可方式を統一して規定し、あわせて許可事務の適正円滑な処理をはかることといたしました。すなわち、その許可は、指定漁業ごとに許可すべき隻数その他一定の事項を公示して行なうものとし、許可の申請隻数が公示隻数を上回るときは、当該漁業の経営の安定合理化、不振漁業の転換、漁業従事者の経営者としての自立の促進等の諸要請を政策的に判断して許可の基準を定め、これに基づいて許可をするものとし、また、指定漁業ごとに許可期間の一律更新制を採用して、許可ワケを漁業の実情に即して修正し得るようにする等、適切な漁業調整を確保する措置を講ずることとしております。この場合、実績尊重の規定を設け、従来許可を受けて漁業を営んでいる者の経営の安定を不当に阻害することのないよう配慮いたしております。従来指定漁業については、許可船舶の承継に伴い広い範囲で認められていた承継許可につきましては、許可の権利化と集中化を可及的に排除する見地に立ち、その範囲をできるだけ限定することといたしました。

なお、母船式漁業につきましては、母船及び独航船等が船団を構成し一体として行なう漁業である実態に応じ、その許可の方式等を整備することとしております。

漁業許可制度に関する改正の第二点は、いわゆる大臣ワケ知事許可漁業に関するものであります。中型まき網漁業につきまして、都道府県相互間の入会状況を考慮してその一部を大臣許可に移すとともに、国際関係から問題のある小型サケ・マス流し網漁業を新たに大臣ワケ知事許可漁業に加えることといたしました。

第三は、漁業調整機構に関する改正であります。近年における漁船の稼働範囲の拡大等に伴い、広域的な漁業調整をはかる必要性が強まっております。

このような事態のもとにおきまして、今後のわが国漁業の健全な発展をはかつて参りますためには、沿岸漁業の中の発展的漁業のより一そらの伸長

ため、政府は、別途、海区漁業調整委員会の海区の範囲を原則として一県一海区程度に整理統合することを目標に諸般の準備を進めておりますが、その一環として海区漁業調整委員会の委員の定数を増加しますとともに、あわせて選挙委員と選任委員の比率、委員の任期等につきましても、所要の改正を加えることといたしました。なお、そのほか、県間の入会関係が錯雑している支海の漁業調整の円滑化をはかるため、水産庁の付属機関として現地に支海連合海区漁業調整委員会を設置し、その漁業調整に当たらせることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

水産業協同組合法は、漁民の協同組織として全国の津々浦々において活動を続けており、わが国の漁業の発展と漁民の経済的、社会的地位の向上に重要な役割を果たしているものであります。

しかしながら、近年における沿岸漁業及び一部の沖合い漁業における経営の不振を打開し、漁業振興のための諸施策を推進するには、漁業協同組合その他水産業協同組合の経済活動を強化し、その健全な発達をはかることが必要と考えられるのであります。そのためには、従来とられて参りました組合の育成強化の措置をより強力に推進するほか、組合の組織を漁業と漁民の実態に即応するものとし、かつ、組合の運営が一そう活発な経済活動を行ない

得るようになり、組織及び運営に関する制度を改める必要があると存するのであります。

このような観点から、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置いたしましたし、水産業協同組合制度を含めた漁業制度全般につきましてその改善策を御審議願っていたのであります。昨年三月に最終答申がなされ、この答申を参酌し、水産業協同組合の組織及び運営等につきまして所要の改正を行なうんとするものが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、漁業協同組合の組合員資格についての改正であります。その第一点は、漁業協同組合の構成員の純化をはかり、その活発な活動を期するため、漁民の正組合員資格要件である漁業日数の下限を引き上げ、またいわゆる地区漁協にありましては、正組合員を漁業経営者に限る組合を設立し得る道を開き、また業種別組合にありましては、経営者の組合としての性格を明らかにしたことであります。その第二点は、最近個人経営が法人経営へ移行する傾向があることにかんがみ、従来准組合員でありました漁業生産組合及び小規模な漁業を営む法人を正組合員に引き上げ、かつ、准組合員につき漁業を営む法人の資格制限を緩和するほか、小規模な水産加工法人及び漁業協同組合相互の加入の道も開いたのであります。

第二は、組合の管理及び運営についてであります。これらにつきましては、役員職務及び責任の明示、商法の所要規定の準用、剰余金の出資割配

当の限度の引き上げ、総代の総会外における選挙制の採用等を行ない、組合運営の円滑化をはかるほか、設立の認可の基準にある程度の行政庁の裁量の余地を設けまして、弱小組合の乱立の弊を防止することといたしているものであります。

第三は、漁業を自営する漁業協同組合及び漁業生産組合につきまして、漁村における近年の漁業労働事情及び資本導入の必要性等を考慮して、組合の営む漁業に従事する者のうち組合員の占めるべき割合を三分の二から二分の一に緩和し、生産組合の一組合員が有することができるとの出資口数の制限を廃止したのであります。

第四は、漁業協同組合連合会につきまして、会員たる漁業協同組合または同連合会が主たる出資者または構成員となつて法人に准組合員の資格を与えるほか、信用事業を行なう連合会につきましては、その事業を漁業協同組合の組合員が直接利用できる道を開くとともに、その事業に農林中央金庫等の代理業務を加えることにしたのであります。

以上申し上げました諸措置のほか、行政庁の監督規定を整備する等、組合の健全な発達を確保することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○野原委員長 次に、沿岸漁業等振興法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中馬政務次官。

沿岸漁業等振興法案  
沿岸漁業等振興法  
(目的)  
第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを旨として、その地位の向上を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。  
一 政令で定める小型の漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業  
二 漁具を定置して行なう水産動植物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)

三 水産動植物の養殖の事業  
2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。  
一 沿岸漁業  
二 沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

(国の施策)  
第三条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、

次の各号に掲げる事項に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。  
二 漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。  
三 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本装備の高度化等と漁場の利用の合理化とによつて、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物(加工水産物を含む。以下同じ)の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。  
五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。  
六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。  
七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁

九四

業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(沿岸漁業等の従業者等の努力の助長)

第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあつては、沿岸漁業等の従事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(沿岸漁業等について講じた施策に関する年次報告等)

第七条 政府は、毎年、国会に、政府が沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

(沿岸漁業の構造改善事業)

第八条 国は、沿岸漁業について、都道府県が構造改善事業に関する計画をたてこれに基づき構造改善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるように必要な援助等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

- 一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善
- 二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発
- 三 集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装置の設置等経営の近代化のための施設の導入
- 四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備
- 五 その他沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

(中小漁業の振興)

第九条 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき水産資源の利用、漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備、水産物の取引関係、労働環境等に關し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定め

て公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び試験研究の充実等)

第十条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なうる沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(改良普及の事業に従事する職員等)

第十一条 国は、沿岸漁業等の生産性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合

に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第十二条 農林大臣は、この法律の施行に關する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十七年八月十四日まで、中央漁業調整審議会の委員のうち漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十三条第三項第二号に掲げる者をもつて充てるものの定数は、同項の規定にかかわらず、同号に規定する定数に八人を加えた員数とする。

3 漁業法の一部を改正する法律(昭三十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。漁業法第百三十三条第一項の改正規定中「二十五人」を「三十五人」に改め、同条第三項第二号の改正規定中「十人」を「二十人」に改める。

理由

沿岸漁業等の現状にかんがみ、沿岸漁業等の発展及びその従事者の地位の向上を図るため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示すとともに、これに係る重点施策として、沿岸漁業の構造改善、中小漁業の振興、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業の充実等について、この法律を制定する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員 ただいま提案された沿岸漁業等振興法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

わが国の漁業は、その漁獲高において世界最大であり、動物蛋白質食糧の重要な補給源として、国民経済上重要な役割を果たして参りましたが、その生産の態様は多様であり、大きく分けますと、大規模漁業、中小漁業及び零細な沿岸漁業の三つの類型になると考えられるのであります。このうち、漁業経営体の九割以上を占めている沿岸漁業は、一部の養殖業を除き、他産業と比較してその生産性及び従事者の生活水準がかなり低い状態にあり、また、漁業生産の中核をなしている中小漁業は、漁業種類、経営規模等により種々格差がございますが、不安定なものが多い現状でありまして、ことに最近における国民経済の成長発展に伴い、このような沿岸漁業等の傾向は、いよいよ顕著となつてきています。

また、一方、国民経済の成長発展は、わが国の就業構造に著しい変化をもたらし、漁業の就業人口も減少しており、能率的な漁法、漁具の導入等によつて生産性の高い漁業を育成していく契機が生じてきております。このような沿岸漁業等及びこれを取り巻く条件の変化等を背景といたしまして、沿岸漁業等の従事者の自由な意思と創意工夫を尊重しつつ、沿岸漁業等の近代化と合理化をはかることも、あわせて沿岸漁業等の従事者が他産業従事

者と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示し、その重点的施策を明らかにすることを内容とするこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律の内容について、概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、この法律は、さきに述べました通り、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に必要の施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて沿岸漁業等の従事者が他産業の従事者と均衡する生活を営むことを期することとができることを旨として、従事者の地位の向上をはかることを目的としていのであります。そしてこの目的を達成するための国の基本的施策の方向といたしまして、水産資源の維持増大、生産性の向上、経営の近代化、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定、災害による損失の合理的補てん等による経営の安定、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保、沿岸漁業等の従事者及びその家族の転職並びに沿岸漁業等の経営にかかわる家計の安定、漁村の環境の整備等による沿岸漁業等の従事者の福祉の増進の八項目を明らかにし、国は、その政策全般にわたり、これらの事項に關し、必要な施策を総合的に講じなければならぬこととするとともに、これらの施策が画一的でなく、地域的に自然的、経済的、社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべき旨を定めたのであります。

さらに、このような国の基本的施策を実施するため政府は財政上の措置等を講じなければならぬこととするほか、これを受ける沿岸漁業従事者等の自主的な努力を助長する旨の規定、沿岸漁業等について政府が講じた施策に關する年次報告等についての規定等を定めていのであります。

次に、第二点といたしまして、これらの基本的施策にかゝる重点的な国の具体的施策といたしまして、以下の四つの施策を明らかにいたしてあります。

第一は、沿岸漁業についての構造改善事業であります。この事業は、沿岸漁業の構造改善をはかるため生産、流通等広範にわたる事業を考へておりますが、沿岸漁業は、その規模が零細であり、従つてまた、生産性も生活水準も低い現状にかんがみ、特に国は、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に關する総合的な計画を立て、これに基づいて構造改善事業が実施される場合に助言及び助成等の強力な援助を行なう等沿岸漁業の構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるよう必要な措置を講ずることとしてあります。

第二は、中小漁業の振興のための措置であります。中小漁業の不安定要因としていましては、水産資源の利用の問題、漁船及び漁具、漁撈装置の問題等種々考えられるところであります。したが、その業種に特有の改善すべき基本的事項を定めて公表するとともに、その改善を行なう中小漁業者等に助言、指導、資金の融通のあつせんを行なう等中小漁業の振興に關し必要な措置を講ずることとしてあります。

第三は、沿岸漁業等を対象とする試験研究機関の行なう調査及び試験研究の充実等に関する措置であります。沿岸漁業の構造改善事業及び中小漁業の振興のための施策の実施にあつては、もちろんのこと、およそ沿岸漁業等の発展をはかるためには、その前提として十分な水産資源の調査及び試験研究が必要であります。そこで、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の充実を促はるとともに、他の試験研究機関と協力して効率的に実施する等の必要な措置を講ずることとしていしてあります。

第四は、沿岸漁業等の改善普及の事業に關する措置であります。現在、都道府県には、沿岸漁業等の技術及び知識の普及または従事者の生活改善の指導を行なう改良普及員とこの改良普及員を指導し専門的事項に關する調査研究を行なう専門技術員が置かれていまして、国は、これらの都道府県の職員の設定及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとしてあります。

最後に、この法律の施行に關する重要事項につきましては、中央漁業調整審議会の意見を聞くことといたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

第三点の漁業法改正を聴取することについては、伊東水産庁長官、伊東政府委員、私から、今政務次官から御説明のありました提案理由につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

まず、漁業法から御説明申し上げます。漁業法改正をいたすのであります。が、今、政務次官から御説明がありましたが、今、わが国の漁業は、その漁獲高では世界有数の水産国としての実をあげておりますが、沿岸漁業は、一部を除きまして非常に低い生産性にとどまっております。また沖合い漁業も、いろいろな生産性の格差が著しい上に、中には不安定な経営が多いというところと、また近來わが国の遠洋漁業等につきましましては、国際的な制約の強化あるいは中小漁船の性能の向上等に伴ひまして漁業調整もますます困難になつてくるというように、内部には多くの問題がございます。今後わが国漁業の健全な発達をはかりますためには、各種の漁業振興施策のほか、漁場利用の改善合理化がどうしても不可欠であることは、今、政務次官から御説明のあつた通りでございます。このような事情にかんがみまして、政府は、先般の漁業制度調査会の答申もあつたので、この答申を参酌しながら、所要の立法措置を講ずることとしたわけでございます。

第一点の漁業権制度の改正でございますが、その中で、まず第一番目には、漁業権の種類と内容を整理したことであります。定置漁業につきましましては、実は現地側からの要望も非常に多いのでございますが、青森県の陸奥湾におきまします定置漁業は、その行使方法等におきましても、ほとんど現在の第二種共同漁業であります。小型定置に類似してあります。また敷設されておる場所の水深は、深いところにはございしますが、ほとんど共同漁業と同じような輪番行使というふうなことになつておりますので、これを共同漁業として取り扱うことといたしました。また、北海道には定置漁業の中で、ニシン、イワシ、マス、サケというものを主たる漁獲物といたしますものは、一定の水深、二十七メートルでございますが、これよりも浅いところにあるものでも、現行法では定置漁業として取り扱つて、組合が優先的に持ちます共同漁業と別になつていたのであります。最近魚群の回遊状況がだいぶ変化して、サケを除いては、ほとんどこれらを主たる漁獲物であります。ニシン、マスというものが減少してあります。また網の規模も小型化してあるというふうなことがございします。この際はサケを除きまして、これは全部共同漁業の内容にしまして協同組合が漁業権の管理をする方がよいのじゃないかというふうな改正をいたしました。

次に共同漁業でございますが、共同漁業の中にシイラづけ漁業というのがございまして、これは漁場が沿岸からかなり沖合いに出てあります。また免許になつておるところと許可になつて

○野原委員長 引き続き、漁業法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議



を一部緩和するわけでございます。これも全部緩和するというようなことではなくて、知事の認可を受けるというふうな場合に限りまして適格性優先順位をきめておりますので、知事の認可がある場合には若干の移動を認めて、それは適当な人にまた売れるというふうなふうに現在の制限を一部緩和したことでございます。

それから現行法は大臣許可の問題でございますが、現行法におきましては、大臣許可は指定遠洋漁業、それから法律の第六十五条にございます省令で定める大臣許可、二つに分かれておるわけでございます。指定遠洋漁業というのは法律に書いておりました、大型捕鯨業、トロール漁業、以西底びき網漁業、遠洋カワソ・マグロ、この四つを指定いたしました指定遠洋漁業というふうなことにいたしておるわけでございますが、このほかに六十五条で、たとえは母船式鯨鯊等につきましては指定遠洋漁業ではなくて、省令で規定するというふうな特別な取り扱いになっております。

今の法律が指定遠洋漁業という制度を設けております趣旨は、これが他の漁業に比較しまして、その当時はおおむね資本制漁業だらうというふうに見られておった。その場合に、資本と漁船に着目しまして、対物許可というふうな考えで許可方式をとっておるのでございます。それで資本と船舶という要件さえあれば、すべて平等にだれにでも許可を与えるという原則のもとに、新規許可に当たり、ワクに制限のある場合はくじ引きをするというふうなことで、そこに政策的にものを考えるというだけでなく、資本と船とい

うものがありますれば、新規の場合にはくじ引きというふうなことを考えておるわけでございます。また、その許可した船舶の使用権を承継した者は原則としてだれでも継続許可がもたらえらうというふうなふうに現在はおなっております。しかしながら、この漁業法ができましたから十数年たちましていろいろ漁業の事情も変わってきております。今申し上げましたトロールとか底びきとかカワソ・マグロとかそういうものだけを資本制漁業というふうなことでございまして、対物許可という方式は、許可の権利化でございますか、あるいは資本の集中というふうなことも見られます一面に、またこういうものがございます。たとえば沿岸沖合いの漁業から遠洋へ出て行きたい、あるいは水産資源の保護、漁業調整の見地から地の漁業へ転換をしていくというふうなことをやろうとしたとしても、これが円滑にできないというふうな弊害も見受けられますので、今度の改正案におきましては、現在の指定遠洋漁業というものを廃止いたしました。六十五条の大臣許可漁業と指定遠洋漁業を法律的に統一するということによる特別な扱いはしないことにしたわけでございます。

まず許可漁業の第一点の問題でございますが、大臣許可を要する漁業は一体どういふものかということでございまして、これは法案にも書いてございまして、水産動植物の繁殖保護あるいは漁業調整上漁業者とか船舶については統一的な規制措置を講ずる必要であり、かつ、政府間の取りきめあるいは漁場の位置その他の関係上どうしても大臣

が統一して措置を講ずる必要があるような漁業につきましては、政令で指定をする。この政令を出します場合には、中央漁業調整審議会の意見を聞いてきめるわけでありまして、政令で一つ一つ許可漁業を指定するという形をとろうと思っております。でありますので、この指定された漁業を営もうという希望者は、船舶ごとに大臣の許可を受けるというふうなことになるわけでございます。

この許可をいたしました場合には、原則として一定期間、大体三カ月を考慮しておりますが、一定期間前までに水産動植物の繁殖保護とか漁業調整とか、先ほど申しました点に支障を及ぼさない範囲で、現在当該指定漁業を営んでいる人がどのくらいいるか、その経営の状態はどうなっているかというふうなことを考えまして、許可すべき船舶の総トン数別に隻数とか申請期間をきめまして公示をするというふうな考え方をとったわけでございます。今までは大臣許可をいたしたときに中審にもかけずに相談するということにはいたしておりませんが、今度は中審にのほかに、指定漁業にしました上にとれについてどのくらいのワクを許可するかというふうな公開制、オープンにして、その公示に基づいて許可をしていくような制度にしたわけでございます。ただその場合に、申請された隻数が公示した隻数を上回るような場合に、従来はある考えのもとに許可基準を定めました許可するということでございます。しかしながら、その場合の許可基準を定めました。たとえばカワソ・マグロでございますと、カワソ・マグロ

の中のばい船主の安定合理化というふうなことを考えますとか、あるいは資源保護とか漁業調整、沿岸の経営改善のために漁業の転換をする、あるいは現在の漁業従事者が独立して経営者になりたいというふうなことを等しいらうございますので、そういうことを考えまして、その要請にこたえるように許可の基準を定めるといふことにいたしました。現行法は新しい許可の場合新規のワクについてはくじ引きがあるというところを申し上げましたが、今度はくじ引きというふうなことはなく、ある一定の基準を設けまして、そういう方針のもとに許可したいと考えております。原則は今申しましたように公示に基づく許可でございますが、特例的に公示に基づかない許可というふうな若干考えております。一つは、許可船舶の入れかえでございます。漁船を滅失したかあるいは沈没したというふうなことで、船舶について許可申請をした場合には当然例外として認めて参ります。第二番目は、許可船舶使用権を承継した者が当該船舶について許可の申請をした場合でございます。これがいわゆる承継の許可でございます。これは現在では非常に認めておりますが、今度の法律では公示に基

ける者の人的要素というものを十分考慮に入れる必要があるということ、また許可の権利化、集中化というふうなことを防ぐということも考えておるわけでございます。その場合にはどういふ工合に譲るかという、譲り渡しを

受ける人の資格でございますが、これは個人経営を共同経営とかあるいは法人経営にするというふうな相続合併に準ずるような場合には、これは考えております。また小規模漁業者がある程度経営規模を拡大したいというふうな場合も例外として考えております。それから先ほど言いました沿岸漁業構造改善とか資源の関係から漁業転換に必要だ、あるいは漁業の従事者が独立して自営をするというふうな場合には、例外としてこれを認めていくというふうなことを考えているわけでございます。そういうふうなことをきまして、承継許可というものにつきましては、非常に限定をしたというのが一つでございます。

それから第三番目の許可の期間は、現在では大臣許可の期間はばらばらでございますが、許可の期間のある時点で一斉に更新をいたしました。その時点で資源の事情あるいは漁業調整上必要があるというふうなことをきまして、一斉更新制度をとったわけでございます。でありますので、たとえば中型底びきでございますれば、何年かすれば、その際に何千隻というものが一斉に許可の更新になるというふうなことがあるわけでございます。ただこの場合に一斉更新はいたしますが、従前の実績者につきましては、その人が善意、無過失、あるいは漁業法違反がないというふうなことでやっておる人につきましては、ワクがある限りは公示のときにもそういうことを頭に置いて考えますし、ワクの範囲で、そういう実績者については優先的に考えてあげて、経営が不安定にならぬようにというふうなことを考えております。

受ける人の資格でございますが、これは個人経営を共同経営とかあるいは法人経営にするというふうな相続合併に準ずるような場合には、これは考えております。また小規模漁業者がある程度経営規模を拡大したいというふうな場合も例外として考えております。それから先ほど言いました沿岸漁業構造改善とか資源の関係から漁業転換に必要だ、あるいは漁業の従事者が独立して自営をするというふうな場合には、例外としてこれを認めていくというふうなことを考えているわけでございます。そういうふうなことをきまして、承継許可というものにつきましては、非常に限定をしたというのが一つでございます。

受ける人の資格でございますが、これは個人経営を共同経営とかあるいは法人経営にするというふうな相続合併に準ずるような場合には、これは考えております。また小規模漁業者がある程度経営規模を拡大したいというふうな場合も例外として考えております。それから先ほど言いました沿岸漁業構造改善とか資源の関係から漁業転換に必要だ、あるいは漁業の従事者が独立して自営をするというふうな場合には、例外としてこれを認めていくというふうなことを考えているわけでございます。そういうふうなことをきまして、承継許可というものにつきましては、非常に限定をしたというのが一つでございます。

受ける人の資格でございますが、これは個人経営を共同経営とかあるいは法人経営にするというふうな相続合併に準ずるような場合には、これは考えております。また小規模漁業者がある程度経営規模を拡大したいというふうな場合も例外として考えております。それから先ほど言いました沿岸漁業構造改善とか資源の関係から漁業転換に必要だ、あるいは漁業の従事者が独立して自営をするというふうな場合には、例外としてこれを認めていくというふうなことを考えているわけでございます。そういうふうなことをきまして、承継許可というものにつきましては、非常に限定をしたというのが一つでございます。

受ける人の資格でございますが、これは個人経営を共同経営とかあるいは法人経営にするというふうな相続合併に準ずるような場合には、これは考えております。また小規模漁業者がある程度経営規模を拡大したいというふうな場合も例外として考えております。それから先ほど言いました沿岸漁業構造改善とか資源の関係から漁業転換に必要だ、あるいは漁業の従事者が独立して自営をするというふうな場合には、例外としてこれを認めていくというふうなことを考えているわけでございます。そういうふうなことをきまして、承継許可というものにつきましては、非常に限定をしたというのが一つでございます。

それから大臣許可の第四番目の問題でございますが、先ほど中央漁業調整審議会にいろいろなことを御相談するということを申し上げたのでございませぬ。先ほどちよいちよい申し上げましたが、ワクの設定でございませぬとか、あるいはどういふ漁業を指定するとかいうことにつきましては、審議会の意見を聞きましてやっておりますこと、これを考えております。また審議会につきましても、もっと許可をしてもいいじゃないかと思われるときに農林大臣が何もしないというふうなときには、これは許可すべきじゃないかというふうな建議も農林大臣にしてみらうというふうな建議も認めたいという次第でございます。

それから中審の委員等につきましても、漁業者並びに漁業従事者の委員を増員することにいたしました。それから主務大臣が会長をやつていたのでございませぬが、会長をやめまして、会長は委員の方の互選でやつて参るといふふうに考えております。従事者がどのくらい委員になるかという問題は、いろいろ参議院で問題がありました。従事者等につきましても、私もまたいろいろな実情に見合つて考えて参りたいと考えております。

第五番目は母船式漁業でございませぬ。母船式漁業は従来は省令がございませぬ。母船が許可を受けませぬと、母船とそれにつきまします付属船の使用承認を受けてやつていくというふうになつておつたのでございませぬが、それが今度の母船式漁業では、母船と独航船、これは一体となつて操業しておられますので、母船もそれからそれにくく独航船等も、両方許可をもらはる。

ただその場合に、これは一体として操業いたして参りますので、母船はどういう独航船を連れていくという独航船まで書いた許可をもらひ、独航船は今まで許可をもらつておられませぬが、今度は許可をもらひませぬ。その場合にはどういふ母船に自分がついていくのという母船の名前を書いた許可をもらひたいというふうなことは、従来よりも独航船の地位につきまして法律上はつきりしたというふうなことが改正の要点でございませぬ。大臣許可漁業につきましても、実はだいぶ改正をしたわけでございます。

次に知事許可でございますが、これは大臣許可に比較いたしますと、改正いたしました点は少なからずございませぬ。第一点は、大臣のいわゆるワクづけの知事許可漁業というものが現在ございませぬが、この中で実はまき網につきましても、従来は六十トン未満の船舶によるまき網は、大臣許可ワクづけになつていたのでございませぬが、今度は四十トン以上といふふうになつてしまつて、四十トン以上は大臣の許可を得る。実は四十トン以上になりませぬと、大体二眼以上にまたがつておられませぬ。一限の知事さんの許可といふことでは漁業の実態に合いませんので、四十トン以上を大臣の許可といたしたことが一つでございます。

もう一つは、これは北海道で特に問題になることでございますが、現在は三十トン未満の小型のサケ・マス流し網漁業は知事許可といふことだけでございませぬが、これはいろいろな見地から、大臣が統一的にやつた方がいいだらうというふうなことでワクづけ漁業に入れたことでございます。

最後に漁業調整機構の問題でございませぬが、これは現在の漁船の性能等から考えますと、海区調整委員会というものが一限にかなりございませぬが、いろいろものは一限一海区程度にする方がいいのじゃないかというふうなことを考えまして、これはもちろん例外を考へておられます。委員の数をそのかわり十人から十五人にすることによりなことにいたしました。また委員の任期も二年では短か過ぎるということがございませぬ。これは公的な性格もかなり帯びておられますので、いろいろ考へまして任期を四年というふうにいたしましたわけでございます。

そのほかに、これは地域的な問題でございませぬが、長崎、福岡、佐賀の玄海のとこに漁業調整上いろいろ問題がある海区がございませぬ。ここにございませぬが、有明と瀬戸内といふことと同じに、玄海と連合海区調整委員会といふものを設けたわけでございます。

内水面につきましても、これはほとんど改正はいたして参りませぬが、ただ一つ漁業権者と遊漁者との間の関係がございませぬので、遊漁規則を作りませぬときには、知事の許可を受けて、不当に高い入漁料をとると、漁業者を圧迫するといふことのないように実態を考へた次第でございませぬ。先ほど申した上げたように、漁業法は漁業権制度の改正、それから大臣許可に非常に大きな改正を加えましたこと、漁業調整機構につきましても一部改正を加えたこと、それから次に水産業協同組合法の一部改正につきましても若干申し上げませぬ。

この法案は、今御説明申し上げました漁業法の一部を改正する法律案と大體一緒に漁業制度調査会の答申をもらひませぬ。一部改正を加えたわけでございます。近年の漁業の実態あるいは漁民の協同組織といふものをどういふふうにしたらいいかということからいひまして、協同組合を経済団体として健全に発達させたいということ、組織運営とか監督につきましても必要な改正を行なつたわけでございます。

その第一番目でございます。これが一番大きいのでございませぬが、協同組合の組合員の資格を改めたことでございます。これは議決権と選挙権を持つております正組合員資格につきましても、従来は下限は三十日それから九十日の程度で定款で定めることになつていたのでございませぬが、これを正組合員として、漁業者として考へていくには、一年で三十日漁業をするのではないにかにもこれはおかしいのではないかと、二十日の間で定款で定めるといふようなことになつたしまして、相当程度これを引き上げまして、資格を引き上げたわけでございます。そしてこれは経済事業団体として大體その構成員が利害関係を同じくするところの者で、均質の漁民で構成していかうといふようなことで、一つ改正した点でございます。

もう一つは、法人漁業生産組合等は現在協同組合の准組合員でございませぬが、これは現在の実情を見ますと、一個の漁業経営体といひまして、これは漁業協同組合の正組合員にしてもいいんじゃないかと思はれるものが相当漁業生産組合にございませぬので、こ

れを正組合員にしたわけでございます。それからまた最近の法人成りの傾向からいひまして、法人につきましてもある程度の規模のものは個人と差別をする必要はないのではなからうかといふことで、ある程度のものを、三百トン、従事者三百人以下といふものは、これは正組合員にするということにいたしました。これは現行法では准組合員になつておられます。

それからそのほかに議決権、選挙権を有して参りませぬ准組合員の資格についての改正でございますが、これは准組合員につきましても、近年漁船の大體化といふようなことがございませぬので、大體千トン、従事者三百人までの法人につきましても、これは組合員として漁業協同組合の施設の利用といふようなこともはかつてないんじゃないか、またそうすることが組合を強化していくことだらうといふようなこと、これにつきましても新しく准組合員の資格を与えるといふふうにしたわけでございます。今のは地区の漁業でございませぬが、業種別の組合につきましても、今の点を引き上げまして、三百人、二千トンといふことまでいたしました。二千トンといふことにはいたしました。大体七、八割の法人はこれは准組合員といふいろいろな施設の利用ができるというふうなことになるわけでございます。

さらに水産加工業者につきましても、これは水産加工業協同組合に加入していても、漁業協同組合のこれはまた准組合員の資格を与へまして、あるいはまた小規模な水産業加工の法人につきましても、個人と區別する必要はございませぬので、准組合員の資格を

与えるというふうなふうにいたしておるわけでございます。そのほか自営組合等につきましては、たとえば何かカツオ、マグロの自営をする組合がカツオ、マグロの組合に加入することが今はできないというふうになっておりますが、これは今度は准組合員として他の漁業協同組合に加入することができるといふふうにいたした点でございます。

もう一つ、先ほどの説明でちよつと落しましたが、従来従事者につきましてはこれは正組合員に当然なれることになっていたのでございますが、今度の改正では定款で特別決議いたしました場合には、地区の漁業でも従事者につきましてはこれは准組合員にすることができ、いわゆる経営者だけが組合を作ろうと思えば作れるというふうなことにいたしましたわけでございます。そういうことをいたしたしたので、その人たちが不当に正組合員でなくされてしまふということに、全然組合員から排除されるということになりませんように、これはあくまで准組合員として当然残り得るといふような附則の改正をしております。またそういうような法律施行後二年以内にこれを改正するといふふうな附則で規定してあるわけでございます。

第二番目は、組合の管理及び運営の円滑化の問題でございます。だんだん漁業協同組合につきましても合併を奨励いたしております。合併によりまして地区が拡大するといふようなことも出て参りますので、そういう場合には總會がなかなか開きづらいというふうなことがございますので、總會の成立

の困難というものを緩和していくといふような見地から、總會出席につきましても代理人が人の代理をし得る員数を若干上げましたり、また總會の招集期間を短くいたしましたり、またあるいは法定議決事項の中で漁業権に関係ないようなものにつきましては、法定議決事項から落とすとか、いろいろ管理、運営につきましても便法を考えておるような次第でございます。

それから漁業協同組合の役員であります。役員につきましても従来若干規定が足りないように思われるところがございますので、執行機関としての義務と責任を強化規定するといふような必要がございますので、他の協同組合のそういう構成とかあるいは商法の規定を準用いたしまして、この役員につきましても義務と責任を明確化するというようなことをいたしたわけでございます。

それから組合に関しまして第三番目の問題でございますが、従来の配当につきましてもこれは五分ということになっていたわけでございますが、これは配当の限度を八分以内というふうなことで、農基法の改正とも歩調を合わせて政令できめていこうというふうにした点が一点ございます。

それから漁業協同組合の設立の問題でございますが、漁協は農協と違いますが若干漁業権の管理主体というふうなことに得る関係上、漁業権というものを頭に置いて組合が非常に小さいものが多くできていくといふことがございますので、これを経済団体として考えていきます場合には、なかなかむずかしい問題でございます。それで今度は設立認可に際しまして、事業経

営の基礎を欠くんじゃないかといふふうな考えられます場合には、行政庁の裁量で認可をしないこともあるといふふうな規定は実は作りませんでした。また認可後一年以内に登記を怠っていると認める場合には、その認可を取り消すといふようなことにいたしましたわけでございます。

それから改正の第三番目でございますが、漁業自営組合あるいは生産組合につきましても、現在若干きついている制限がございます。これは近年漁村の労働事情がだいぶ変わって参りましたので、これは制限を緩和しまして、常時その漁業に従事する者のうち組合員が占めるべき割合が従来は三分の二以上なければならぬのを二分の一に制限を緩和いたしまして自営とか漁業生産組合がやりやすくなるというふうにいたしました。また生産組合員でも出資口数の限度につきましても現在制限があるのでございます。この制限につきましてもそれをとりまして、資本が入りやすくなるというふうな形にしまして、生産組合、自営というものがやりやすいようにというふうな規定の改正をしたわけでございます。

次が連合会のことです。連合会の一は構成員でございますが、漁業協同組合が出資しておりますが、漁法人につきましても、准組合員の資格を与えますとか、信用漁業協同組合の事業の中に中金とかあるいはその他の大臣指定金融機関の代理業務を加えまして、漁民の便宜をはかろうとございまして、それから現在は信連から直接個人には貸せなかつたのでございまして、そういったことを、現在の資金需

要等から見ましてそういう制度では不便でございますので、定款に定めがございまして場合には一段飛びまして個人が組合連合会から直接借り得るといふような制度を設けたわけでございます。

以上が大体改正点のおもな点でございます。その他水産加工業協同組合と連合会あるいは協同組合共済会に関する規定を若干改正いたしました。あるいは独禁法の適用除外を、現在水産業協同組合法では一部は適用を受けていたものであります。今後は水産業協同組合法につきましても、全部独禁法の適用から排除いたします。そのほか監督等につきましても、若干規定の整備をするというふうなことにいたしましたわけでございます。

だいが長くなりましたが、以上が水産業協同組合法の改正の提案理由の政務次官から御説明がございました。この補足説明でございます。

○野原委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 大臣には五月一日に訪ソをされるということで、過般の閣議で正式に決定を見て、非常にあわただしい時期におられるわけですけれども、御承知の通り、高橋さんが三月の二十八日に訪ソされました。数次にわたります。高橋・イシコフ会談を通じて日ソ漁業交渉の当面の問題についての妥結のために大へん御努力を願っております。規制区域の拡大問題その他をめぐって大へん難航の事態になりました。過般私の本委員会でもお尋ねしましたときにも、大臣は、率直に、

向こうから求めがあれば訪ソをしたいという意思の表明がございました。その後正式に閣議で決定を見て、五月早訪ソされるわけですが、この機会に、訪ソされるにあたって、大臣の日ソ漁業交渉に臨まれる御心境についてまずお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 ただいまのお話の通り、高橋君が非常に努力をされて今日まで交渉を続けて参っております。ソ連側の態度は規制区域の拡大、これがすべての前提をなすものだから、この問題についての意見の一致を見ないうちは他の問題には入らない、いわゆる規制区域内四十八度以北、もしくはその以南の漁獲量については、一切交渉に入らないというところで交渉に入っております。御承知の通り、以南の漁期はまさに切迫と申します。か難なと申します。これまでもの経緯から見ましても、一日をもゆるがせにできない事態に立ち至っておりますが、依然以南において幾らというふうな話も実はいたしていません。高橋君からでございます。そのときに、高橋君からぜひモスクワに来て、ともども交渉に当たるといふことになりましたので、出かけることにいたしました。でございますが、事情が今にいたしましたので、ソ連側の言いついたしましては、第一回に私が訪ソいたしました。取りきめましたときには、いわゆる以南の漁業といふものはほとんど零細な漁民諸君であった。副業とはあえて申しませんけれども、今日のような専門の大型の漁船で漁獲をいたしております。たものは、いわゆる独航船でございます。以て、以北の制限区域内の漁業であった。従つてこの以南の方は全体の量を

通じましても、沿岸漁業をすつかり通じましても、おそらく当時二、三万トンのものである。従つてこれを規制するということとは当たらないという議論で、ブルガーニン・ラインの南四十五度線まで下げて第一回の取りきめはいたしたのであります。ところが、その後年々漁業の情勢が変化いたしました、今日は御承知の通り以南におきまして、規制区域内よりもむしろ漁獲量は増大しておるといふような現状にあるのみならず、昨年の事実からいいたしまして、ソ連側としてこの規制区域を拡大するということは、この漁業協定締結時に返つてもう一べん考え直してみたい、その当時と全然事情が違うのであるから考え直したい、こういう主張をいたしておる、その主張にも私は聞くべきものが多いと思つたのであります。さればと申して、しかればわが方の立場はどうかと申しますれば、今日依然として大型の独航船もむしろ行つておられますが、沿岸の零細な漁民の漁業も依然として実は以南におきましてはあつたわけでございまして、これらの間を、日ソ両国で共同に規制区域として監視するといふような立場になりまして後における実情はどうなるだろうかといふことを考えますと、いたずらにトラブルを重ねるばかりであつて、決してその結果は兩國のために私とはとらざるどころである。であるから、あくまでも自主規制の線を強めまして、そして魚族の保護、維持に、ソ連側の信頼にこたえるような強力な自主規制を實行することが、この問題を解決するゆゑんであるといふ立場を持つて、今日まで私は臨んできたので

ございまして、私先方に参りまして、意のあるところを十分申し述べまして、そしてソ連側の了解を得て、従来通りの線で、あくまでも以南については自主規制を強化するということが了解を得て、円満に妥結をはかることが兩國国交の上においても望ましい姿であるといふふうな考えのもとに、交渉に当たつてみようと思つておるのであります。

○角屋委員 ただいま大臣から、向こうに参りましての基本的な考え方についてお話がありました、ことしの交渉の経緯から見ても、最も難航をしておる規制区域の拡大問題が、大臣の訪ソによつて、たゞいま大臣からお話のような線で、規制区域の拡大については向こう側としてはやらないといふところで問題が結着するといふことになるかどうかは、今後の推移に待たなければなりません、大臣としては、規制区域の拡大問題については、やはりあくまでも譲歩できない、こゝろ強い立場に立つて、今お話しのように規制区域外の問題で従来の方針通り自主規制をもつてやつていく。しかも、この自主規制の問題については、実情に即して、場合によっては漁獲量その他全体の資源の状況等から見て、自主規制を強化しなければならぬといふふうなことであれば、日本国自体の立場において自主規制をやつていくといふことであつて、規制区域の拡大問題については、一歩も譲歩できない、また一歩も譲歩しない、こゝろいふことで最後までやられるつもりであるかどうか、この焦点の問題について再度お伺ひいたしたいと思います。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

○河野国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、先方が魚族の保護をする意味において規制区域を拡大するといふことにも理論はあると思う。その理論のあることは、私は認めることは適當と思つて、しかし、翻つて考えますのに、この規制区域を拡大することは、今後の取り締まりの面から参りまして、いたずらに兩國の間にトラブルを惹起する危険がある、そゝういふことは兩國国交調整の上において適當でないといふ立場に立つて、十分の理解と協力を得ることに努力する、この機会に規制区域を拡大することは絶対に認めない、あくまでもそんなことはだめなんだといふ立場を主張するよりは、わが方としてとるべき自主規制強化について、あくまでも自分の責任においてやる、そのことが兩國国交調整の上においてとるべき道であるといふ立場を強く主張するといふことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。あらかじめ出発にあつたことでござい。

交渉あるいは今後の漁業交渉の問題に限定をして話し合いをいたしたい、こ

○河野国務大臣 御承知の通り、今回私が訪ソいたします目的は、当面いたしておきます漁業交渉でございます。

たす、これは基本的に間違いないことでございます。ただし、旧知の仲であり

○角屋委員 訪ソ直前でありましてから非常に慎重な発言でありますけれども

その中で本論の問題にさらに関連をしてお尋ねをいたしたいわけでございます

資源に対するところの共通認識の上で立って、なるべく政治交渉ということ

うことで問題を処理したいということでありまして、現実の姿は、依然として

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます

先ほども申し上げた通り、本質的には規制区域の問題で膠着いたしました

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます

先ほども申し上げた通り、本質的には規制区域の問題で膠着いたしました

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます

先ほども申し上げた通り、本質的には規制区域の問題で膠着いたしました

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます

先ほども申し上げた通り、本質的には規制区域の問題で膠着いたしました

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます

先ほども申し上げた通り、本質的には規制区域の問題で膠着いたしました

○河野国務大臣 少なくともこれまで交渉の経緯を翻って考えてみます



を怠らないで、そうしてその被害がもしあつたならば、その被害についての弁償を強く要請して必ず実現するということ、種々対処いたして参りたいと考えております。

○角屋委員 今のアメリカの実験再開の問題は、政府としては、さらにこれを続けるということにならないように強くアメリカ側に善処を要望しなければならぬ問題であります。同時に今お話しのように、この前の実験は水中爆発、今度の場合には空中における爆発というので、影響が直ちに及ぶ面と相当の期間を置いて出る面、こういう性格の差はありましようが、これが水産関係に与える影響については、十分やはり手を打って、ビキニの悲劇を繰り返すという事態のないように万全の措置を講じなければならぬと同時に、これら諸般の問題については、今後やはり強くアメリカ側に要請をしていく立場をとって善処されるように、強く希望いたしておきたいと思ひます。

○野原委員長 安井吉典君。

○安井委員 大臣、このたび御苦労さまです。国民の一人として、日本の漁民のためによりよい成果が上げられることを期待するわけでございます。

現在ソ連側が規制区域の拡大の問題にひたすら焦点をぼけてきていて、いろいろそのあり方に対して、私はむしろほんとうの問題はやはり資源論にあり、そういうような資源の問題について科学的な解決をはかっていく、あるいはまた人工増殖を両国とも積極化していくとか、そういう方向に焦点の向けどころを交えていくというふうな御努力が、今後の交渉の中で大切では

ないか、そういうふうなことを考えるわけでございますが、この点いかがですか。

○河野国務大臣 全く同感でございます。すでに高橋君からはそれらの点について、わが方の意図する点については十分話題を投げかけておるわけでございますが、残念なことに、ソ連側はそういう方向には耳を傾けない。まず大前提をなすものは規制区域の拡大である、サケ、マスの生息する領域に對する魚族の保護をする以上は、全部にわたって両国の共同責任において規制すべきであるという立場をとって譲れないというのが現状でございます。

○安井委員 自主規制を建前として、あくまでも規制区域を守るのだという大臣のお考えにつきまして、先ほどの角屋君の質問においても明らかにされたわけでありまして、私も、大企業でない、主として中小漁業者が大部分を占めているという実態からいいますと、この区域の拡大の問題だけは最後まで守らなくてはならないというふうな過程において、いろいろな問題が出てくるわけでありまして、区域内の問題については、おそらく漁獲量の問題や、その他漁獲制限等が問題になるでございましょうし、それからこの規制区域の拡大の問題、そういうような二つの問題が、私は交渉の過程においていろいろな形でからみ合ってくるのではないかと考えます。その場合におきまして、規制区域内の漁業の方は、主として大企業の人たちの利益につながります。もちろん独航船のつながりもございまして、そういうような問題

に広がって参りますし、それから規制区域の拡大ということになりますと、今申し上げましたように中小企業者の問題に広がってくる。交渉が、最後の段階におきまして、区域内漁獲量の問題と、区域拡大の問題と、この二つの問題が天びんになるといつたような事態が起これないとも限らないと私は思ひます。その場合が大事なときでありまして、大臣のお考えを一つ伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 そういふ天びんにかかってくるようなところに参れば、私は話としては簡単だ、これは非常に解決しやすいと思ひます。これは非常に思ひます。その中で、この区域の拡大の問題は、区域外といふ、区域外といふ、その漁獲量につきましては適当にこれを按分することもできます。こちらに内部分に於いて勘案することもできます。従来やっております。従いまして、これは非常に話しやすいことになると思ひます。いたずらに区域内を守つて区域外を犠牲にするというふうなことは、過去の事例から徴しても、従つて私は、それでなくて、今の規制区域を拡大することには、しほつてくる、それにはそれ相応の理論、理屈があるという問題だけに、私自身も肯定しなければならぬ理論があると思ひます。これをどういふふうにしたのかということでは、実は苦慮しておるのかというところで、先ほど申し上げましたように、ソ連の言ひ分も言ひ分であるが、こちらの実情から十分説明して、勘案して、今後の日本政府として行政を担当する上におい

て、また両国の関係において好ましい姿でないという点も十分ソ連側に考へてもらわなければならぬ点であるということをお互いに忌憚なく談合すれば、そこに両国のために好ましい姿が出るのじやなからうかというところを期待いたしておるわけであります。

○安井委員 新聞などの報道によりまして、大臣と同行される方々のメンバーは、大企業の代表の方々が大部分を占めておられるようであります。そういうふうなことからいって、まさかそんなことはないと思ひます。けれども、そういうのは思ひます。よければ、中小漁業者の方の意見というものがなごりにならないかと思ひます。よければ、一応伺つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私はそういうふうなものをお取りいただくのは非常にどうかと思ひます。もし彼らの立場を守るならば私は彼らを連れて参りません。彼らを連れていくのは、彼らと行っては失礼ですが、あの人たちには同行を願うゆえんのもの、最後の犠牲は大きなものにしわ寄せをしなければなりませんから、大きな人は行ってもらつて、そうしてあきらめてもらつたために一緒に行つてもらつたのでございまして、行つてもらつたゆえんのもの、これは、これらの人たちの立場を守るためには自分を守つてやろうといふことがあるべき姿だと思ひます。今、この御判断をいたしたくはどうかと思ひます。

○安井委員 よくわかりました。ぜひそういうふうな方向でお進めいただきたいわけでありまして、ただ今日までの漁業交渉のあり方は百日交渉だとか、あるいはまた直接その問題の渦中にある漁業者からすれば、毎年々々後退する、泥沼の中に入つていく交渉であるとか、そういうようなことが言われるわけでありまして、こういうふうな形が繰り返されておると、常に問題は次の年度次の年度へと移っていくわけでありまして、やはり今後の交渉のあり方につきまして、その泥沼から一工夫がなくてはならないのではないか、そういうふうなことを考へるわけでありまして、その点いかがですか。

○河野国務大臣 先ほど申し上げました通り、考へることはみな同じでございます。何かそういうものが、初め出ていくときは、思つて出て参ります。ところが問題があまりにも複雑であり、あまりにもむずかしい。その経緯は数字の示す通り、これほど難航を遂げたこと、これは、常識にはまった結論にならないというので、しかもこれまではやむを得ず双方の主張を加えて二で割つたところからしておるといふような結果にたまたまなつておるといふようなことでございまして、はなはだ遺憾に考へまして、ことしも実は早々と始めたのでございまして、やはり結果はこういうことである。ただそれじゃ何かといへば、今申し上げまし



に水産庁長官からでも、後ほどの機会によく伺いたいと思えますけれども、やはり交渉を有利に進めるその姿の中で、一体日本の政府は、ほんとうに、業界を真に納得させた形で、自主規制なるものの実効を期しているのかどうか、あるいはまたいかげんに、業界の頭をたたいて、おまえらやめろといふふうな形でやっていったらば、またさらに規制措置が効果を現わさないのではないだろうか、そういうふうなことで、先方も疑心暗鬼を生ずるというふうなこともなろうと思つております。やはり誠意を持った形で問題を処理されるのが、交渉を有利にされる道であらうか、そういう意味から私は申し上げたわけであります。

時間が過ぎますので、角屋君もお触れになりました、二十五日に行なわれましたアメリカの核実験の問題でございますが、漁業の損害の問題につきまして、大臣から、一般的な問題のところが、大分御答弁があつたわけであります。私、ここで生ずべき漁業の損害というものは、いろいろ複雑な形で現われてくるのではないかと思つてあります。たとえば今度行なわれるのが、南太平洋のカツオ・マグロの有力な漁場でありますために、新聞の報道によりまして、たとえば高知県のカツオ・マグロ漁協は、約百隻が漁場変更というふうな打撃を受けたと、いふふうな報道もあつて、そういうふうな漁場の変更せざるを得なかつたというふうな打撃、さらにはまた危険水域を避けて漁場に向かうために、船足が長くなるという問題があります。それは当然今度の核実験の結果生

じた問題だということになると思つてあります。あるいはまた、前回のビキニ水域の灰をかぶつた第五福竜丸事件が、今思い出されるわけでありますが、マグロの売れ行きが、そういうふうなことで減つてしまふ、こういうふうなことも漁民にとつて非常に大きな打撃になるのではないかと、思つております。こういうふうな一般的な立場から詳細な調査が行なわれ、それに対する損害賠償をアメリカに当然要求すべきものだと思うわけでありまして、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 御指摘のような点については政府も十分勘案いたしました。よつて生ずる損害が、ある程度、合にはアメリカに堂々と請求する所存で、その用意をいたしておるわけでありまして、ただし、はなはだ困ると思つて、先ほども申し上げました通り、非常な上空で実験して、どこへどう落ちてくるのかということがなかなか把握困難であります。たとえばソ連があれだけの大きなものをやりました。成層圏を回り歩いた、どこか宇宙かというふうなわけでもあります。しかしそれがはたしてソ連の灰がアメリカの灰か、もう今日になってはおそらくわからぬのじゃなからうか。どうも全くの成層圏であつて、科学技術庁長官の発表によれば、その何%ぐらいのものがその近域に落ちるだらう、その他のものは日本の上空までくるのだらうと計算して二十日くらいかかるだらうという計算だと思つて、どこでどういふふうにするのか知りませんが、従つてどういふものが結果として出てくるかというふうなことも非常に

遺憾なことだと思つておりますが、また一方損害等につきましても、いろいろふりかへしてこれを把握するかという点についてもなかなかむずかしい。しかしいよいよ、よつて生ずる損害と認定できる問題につきましても、あくまでも請求するつもりで、立場をとるべきであらうと思つております。ただ、今お話しした通り、太平洋で実験したからそれがマグロに云々という誤解があつてはいけませんから、昨日から築地においてこれらの実験をいたしました、これを政府の保証のもとにその影響のあるなしというのを確認いたしました。と、販売等に支障のないようにいたしたいと思つておるわけでございます。

なとお一言、先ほどのお話、自主規制は政府が使つた言葉じゃないか、政府はソ連に対して自主規制——これは申し上げるまでもなく漁民の諸君も、政府も同じ立場に立つておるわけでありまして、政府の都合で自主規制をやるわけじゃないか、自主規制をやるわけじゃないか、自主規制をやること、そのことがここで出漁をされる諸君のためにも非常に便益であるということのために政府はやつておるのでございまして、これを政府の目的、政府の都合で自主規制するのだ、おれら自主規制であつてもなくてもいいんだというふうなことは参るまい。当然業界自身が自主規制をしていただいて、去年はこれだけと過ぎてますから、た、大へん御迷惑をかけた、そのためにことしの交渉はいろいろことになつて相済まなかつた、よつてわれわれは当然自主規制をして、よつて日ソ双方の理解協力の上に立つて、この魚族保護を永遠にできるように協力いたし

ますという立場をおとりいただくことが、当該業者のなすべき当然の義務ではなからうか、こう思つております。それをみずから自覚なく、おれはとるだけとればいいんだ、あとは政府が勝手にやればいいんだというふうな立場は、国民全体もまた御共鳴なからうと私は思つてございまして、この点は私は深く関係業界の自覚を待ちたいと思つてございまして。

○安井委員 今の核実験の問題につきましても、まだ具体的な事例なり結果が現われていない段階でございまして、きょうはこの程度にいたしたいと思つて、あくまでも汚染の問題等につきましても、完全な予防、そしてまた損害等についての的確な調査、そしてその結果に基づいて強力な交渉を続けていただくと、このことが非常に大切だと思つて、それを要望いたしておきます。

○野原委員長 本会議散会後再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後四時三分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業保険事業団法案の両案を一括して議題とし、審査を行ないます。

○米山委員 この際動議を提出いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業保険事業団法案に対する質疑を結局せられんことを望みます。

○野原委員長 米山君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認めま

これにて両案に対する質疑は結局いたしました。

「まだ一人しか質問してないじゃないか」と呼び、その他発言する者、離席する者多し

○野原委員長 この際倉成君外一名より、自由民主党及び民主社会党共同提案にかかる農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正規定を削る。

「第十二条及び第十三条を次のように改める。」を「第十二条を次のように改める。」に改める。

第十二条の改正規定中「事業団」を「主務大臣」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

第一項又は第三項の規定による負担金を合計した金額に相当する金額は、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十三条の改正規定を次のように改める。

第十三条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下組合

等と総称する。』を「組合等」に改め、「共済掛金の一部に充てるため、」の下に「政令の定めるところにより、」を加え、同条第二項中「一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第十三条の三の改正規定をの次に改める。

第十三条の三中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。』を「第十四条の次に次の一条を加える。』に改める。

第十四条の三の改正規定を削る。

第八十五条の改正規定中「同条第二項中「保険事業」を「同項第二号の保険事業」に改め、同条第一項を「同項」に、「組合員の行なう」を「組合員の営む」に改め、「及び事業団」を削る。

第八十五条の四の改正規定中「『政府』を「事業団」に改め、同条第四項中「政府」を「事業団」に削る。

第八十六条の改正規定中「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める」を削る。

第九十一条の改正規定及び第九十一条の二の改正規定を削る。

第九十六条第一項の改正規定中「組合員等」を「共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、」に、「組合員等の耕作する耕地」との共済目的を耕地の当該共済目的の種類に、「合計の百分の八十」を「百分の七十」に改める。

第九十七条の改正規定中「前項の蚕繭基準共済掛金率は、省令の定めるところにより、」を「前項の蚕繭基準共済掛金率は、」に改め、「主務大臣が」を「事業団が主務大臣の認可を

受けて」に、「ののうち、主務大臣が」を「ののうち、その被害率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「及び「超え主務大臣が」を「超えその被害率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「省令の定めるところにより定款等で定める」を「定款等で定める」に改め、「その被害率につき、」を「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める」及び「あらかじめ事業団の承認を受け、」を削り、「省令の定めるところにより当該地域」を「当該地域に、「事業団と協議して」を「都道府県知事の認可を受けて」に改める。

第九十九条の改正規定中「農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等」を「農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等」に改め、「当該組合員等の耕作する耕地ごと」を「がその」に、「合計の百分の二十」を「百分の三十」に改め、「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める」を削る。

第一百五十五条の改正規定を削る。

第一百六十六条の改正規定中「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」を「省令で」に改める。

第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二百一十一条第一項中「保険することを目的とする」を「保険する事業を行なう」に改め、同条第二項中「前項の規定による目的」を「前項に規定する事業」に、「保険することを目的とする」を「保険する事業を行なう」に改める。

第二百二十二条の改正規定を次のように改める。

第二百二十二条中「その組合員又は農作物共済等資格者」を「その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者」に、「共済関係」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済関係」に、「これに因つて」を「その時に、」に、「保険関係を」に「当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物共済の共済目的たる農作物ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとす

第二百二十二条の次に一条を加える改正規定を削る。

新第二百二十三条第一項第一号を次のように改める。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及びその組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計した金額

イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下通常責任共済金額という。）を差し引いて得た金額

ロ 通常責任共済金額に政令の定めるところにより主務大臣が定める割合（以下通常責任保険歩合という。）を乗じて得た金額

新第二百二十四条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計したものとす。

一 総共済金額に第八十五条第一項に規定する農作物異常共済掛金基準率を乗じて得た金額

二 共済掛金（第八十五条第四項（第八十五条の七）において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等が水稻につき支払うべき保険料については、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から前号の金額を差し引いて得た金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

新第二百二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに左の金額

イ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合に於ては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合に於ては、総支払共済金の金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額と通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計した金額

第二百二十六条の次に一条を加える改正規定を削る。

第三十一条第一項の改正規定を削る。

第三十二条の改正規定中「第九十一条」を「第九十条」に削る。

第五章の章名の改正規定及び第三十二条の改正規定を削る。

第三十四条の改正規定中「これに因つて政府と」を「これに因つて」に、「その時に、事業団と」を「その時に、」に、「組合等とその農作物共済関係組合員等」を「農業共済組合連合会とその組合員」に、「共済関係」を「に係る保険事業の保険関係」に、「事業団と当該組合等」を「政府と当該農業共済組合連合会」に、「共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき保険関係を」を「保険関係につき再保険関係を」に、「蚕繭」ごとに、

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十八号 昭和三十七年四月二十七日

二七

事業団」を「蚕繭」ことに、政府」に改める。

第三百三十五条の改正規定を次のように改める。

第三百三十五条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、そのを種類たる蚕繭」と及び「農業共済組合連合会」に、「その総保険金額から」、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第三百三十六条の改正規定中「事業団の」を「政府の」に、「保険料」を「再保険料」に、「組合等」を「農業共済組合連合会の組合員たる組合等」に、「が水稻につき」を「の農作物共済の共済目的の種類たる水稻につき農業共済組合連合会が」に改め、「基準に基づき事業団が定める」を削る。

第三百三十七条の改正規定を次のように改める。

第三百三十七条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭

共済に係るもの」に、「種類ごとに、当該共済目的に係る総支払保険金額のうち、当該共済目的に係る」を「種類たる蚕繭」と及び「農業共済組合連合会」に、「その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第三百三十八条の改正規定を次のように改める。

第三百三十八条第一項中「再保険関係が成立したときは、」を削り、「再保険関係に関する事項を主務大臣に」を「主務大臣に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項を」に改める。

第三百三十九条の改正規定、第四百十九條の次に一條を加える改正規定、第四百四十條の改正規定、第四百四十一條の改正規定及び第四百四十二條の改正規定を削る。

第四百四十三條の二の改正規定を次のように改める。

第四百四十三條の二第二項中「第二十九條第一項及び」を削る。

第四百四十四條の改正規定を次のように改める。

第四百四十四條中「前各号」を「前条第二項各号」に改める。

第四百四十五條の改正規定を削る。

第六百四十五條の二を第四百四十五條の三とする改正規定及び第四百四十五條の次に一條を加える改正規定を削る。

第四百四十七條の改正規定を次のように改める。

第四百四十七條第三号中「の目的でない事業をしたときを」が法律の規定により行なうことができず、事業以外の事業を行なつたとき」に改める。

附則第一条中「から同月二十日までの範囲内において政令で定める日」を削る。

附則第二条を次のように改める。

（農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置）  
第二条 改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第十二条第十三条、第六十六条から第九十五条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百三十四条第一項及び第二項並びに第三百三十五条から第三百三十七条までの規定は、水稻、陸稻及び蚕繭（以下「水稻等」という。）については昭和三十八年産のものから、麦については昭和三十九年産のものから適用するものとし、昭和三十七年以前の年産の水稻等及び昭和三十八年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法（以下「旧法」という。）第十二条、第十三条、第一百六条、第一百七条、第九十九条、第二百二十二条から第二百五条まで及び第三百三十七条までの規定の例によるものとする。  
附則第三条から附則第五条までを削り、附則第六条を附則第三条とする。  
附則第七条中「（農作物共済の共済関係に係るもの）にあつては、附則第三条第一項の規定によりその例によるものとされる旧法第二百二十二条」を削り、同条を附則第四条とする。  
附則第八条から附則第十条までを削り、附則第十一条を附則第五条とし、附則第十二条を附則第六条とし、同条の次に次の二條を加える。  
（農作物共済に係る共済掛金率の変更に伴う補助金の交付）  
第七条 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、この法律の施行により共済掛金率の変更を行なつた組合等で政令で定めるものの組合員等に対し、当該変更による共済掛金率のうちの組合員等の負担に係る部分の増加の割合を基礎として政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。  
2 前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、これを当該組合員等に交付するの代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等にこれを交付し、当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充

てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。  
3 第一項の規定による補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れらる。  
（農業共済再保険特別会計法の一部改正）  
第八条 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条の次に次の一條を加える。  
第二十二条 農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）附則第七條第一項ノ規定ニ依ル補助金ハ第三條ノ規定ニ拘ラス當分ノ間農業勘定ノ歳出トス  
附則第十三條から附則第十九條までを削り、附則第二十條を附則第九條とする。

本修正の結果必要とする経費 昭和三十八年度から適用される共済掛金率が決定されていないので不確定であるが、平年度約二億四角程度の見込である。

○野原委員長 趣旨説明を許します。倉成正君。  
○倉成委員 お手元に配付いたしてあります農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案の要旨を御説明申し上げます。

その案文は、お手元に配付してある印刷物の通りでありますので、その朗読は省略し、以下修正案の趣旨につきまして簡単に御説明申し上げます。

政府は、農業災害補償制度を改正し、本制度を農家とのつながりにおきまして従来より一そう強いものとするため、農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業保険事業団法案を提案され、ただいままで本委員会におきまして慎重に審査が行なわれ、政府からの御説明もあつたところであります。

本制度の最近における運営状況を見ますに、最近の農業災害の発生の実態から避難する面が見られ、このため、農家の本制度に対する不満が高まり、一部には事業の運営にも支障を与える事態を生じている現状であります。従いまして、本国会におきましてぜひとも成立をはかり、この点の解決を期する必要があると考えるものであります。もちろん今回の本制度の改正は農家の立場からいたしまして十分なものとは言えず、なお問題を残している面が多いと考えられるのであります。これらの点は将来の検討に待つこととし、とりあえず政府提案の關係法律案の利点を生かし、これに事業運営の円滑化を期し、災害発生の実態に即するよう若干の修正を加えようとするものであります。

修正の要点はおおむね次の四点であります。すなわち、まず第一に農業保険事業団の設立を取りやめることであり、農業共済再保険特別会計のみを切り離して中央にのみ事業団を設立すること

は、現状に比ばまして機構がかえって複雑になるばかりでなく、事業の実施面におきましても、いささか危惧の念を禁じ得ないものがあるものであります。すなわち、本制度の根幹ともいえる損害評価の体制が必ずしも十分に整備されるものとは認められず、かくては事業の運営が適切かつ円滑に行なわれるとは考えられませんが、この事業機構については今後さらに抜本的に検討することとし、今回は事業団の設立を取りやめることとしたのであります。

第二は、農業共済組合連合会に農作物共済についての通常責任の一部を保有させることであり、農業共済組合の責任の強化拡充をはかることは、今回の制度改正における最大の眼目であり、かつ、制度運営の円滑化についての利点の一つであります。事業団の設立を取りやめた場合において、政府と農業共済組合との中間機関として都道府県段階の農業共済組合連合会に引き受け、損害評価等について国に対する責任ある協力を得る必要があると思ふものであります。このためには、連合会に一定の事業責任を保有させることによつてその成果を期待することができるかと考え、通常責任を組合と連合会とが分担して保有することとしたのであります。

第三は、農家単位方式を一筆単位方式に改めることであり、農家単位方式においては、一筆単位方式に比較して共済金の支払に受ける機会が少なくなり、かけ捨てになる可能性が多くなるという農家の不満が多く、かつ、事業団の設立を取りやめた場合、農家単位方式のもとにおける損害

評価の体制が必ずしも十分整えられるとは認められないほか、とりわけ市町村段階において、損害評価のための経費及び労力が増大するおそれがあると認められますので、災害時の農家所得補てんの観点からすれば、理論的には農家単位方式の方が望ましいと考えるのであります。現実の農民感情をも考慮に入れて、現段階におきましては現行通り一筆単位方式とすることとしたのであります。

第四は、制度改正による共済掛金率の変更のための農家負担の軽減について暫定措置を講ずることであり、今回の制度改正によりまして、共済掛金率の設定の方法及び共済掛金の国庫負担方式が変更されたことがおもな原因となりまして、地方によつては共済掛金率のうち農家負担に属する部分が引き上げられるところが若干出るのであります。今回の制度改正は農家負担の軽減をはかることが、そのねらいの一つでありますから、このような事態の生ずることは、むしろこの目的とするところに沿わないものとも考えられますので、この際、このような組合については農家負担が増加しないよう暫定措置として農家に補助金を交付することとしたのであります。

以上が修正案の要旨であります。何とぞ満場の御賛成をお願いいたします。(拍手)  
○野原委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。  
本修正案は予算の増額を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、この際内閣に対し意見を述べべる機会を与えます。河野農林大臣。

○河野国務大臣 農業災害補償制度の改正の問題は、長い間の懸案でもあり、この修正案は、農家との共済關係に關する限り、政府原案とその趣旨において大差ないので、この際やむを得ないものと考えます。ただし、この改正による農家負担、掛金率の増加に対する補助措置の内容については、財政上の關係もあり、十分検討いたしたいと思ひます。

○野原委員長 修正案に対する質疑の通告がありますが、質疑者がおられませんので、修正案に対する質疑は放棄したものと認めます。  
○野原委員長 これより修正案及び原案を一括して討論に付します。  
討論の申し出もないようでありますので、これより直ちに採決に入ります。  
まず、農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決を行ないます。  
初めに本案に対する倉成正君外一名提出の修正案について採決いたします。  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○野原委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。  
続いて、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○野原委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたしました。

○野原委員長 次にお諮りいたします。ただいま農業災害補償法の一部を改正する法律案を修正議決いたしました結果、内閣提出、農業保険事業団法案については議決を要しないものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○野原委員長 起立総員。よつて、本案は議決を要しないものと決しました。

○野原委員長 なお、両案議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。  
明日午前十時より本委員会を開くこといたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十三分散会

〔参照〕  
農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十九回国会閣法第四七号）に關する報告書  
農業保険事業団法案（内閣提出、第三十九回国会閣法第四六号）に關する報告書  
〔別冊附録掲載〕





昭和三十七年五月七日印刷

昭和三十七年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局